

## 目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

### 手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

<口数指定でご購入する場合（例）>

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% = 30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

<金額指定でご購入する場合（例）>

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

### クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

### 1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

## 3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、  
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争  
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。  
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）  
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）  
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。  
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力  
フォームからお問合せいただけます。

以 上

(平成 29 年 2 月)

KTM\_TOUSHIN\_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです  
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

## 申込手数料に関するご説明

- 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

### 例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】                    【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

(2017年10月)

毎月分配

# パインブリッジ・コモディティファンド

追加型投信／海外／その他資産(商品)

愛称: ネイチャーメイド

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書(交付目論見書)です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる他、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	海外	その他資産 (商品)

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券 (債券 その他債券))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ [<http://www.toushin.or.jp>] をご参照ください。

- この目論見書により行う「パインブリッジ・コモディティファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成30年5月9日に関東財務局長に提出しており、平成30年5月10日にその届出の効力が生じております。
- 本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は請求目論見書に添付されております。
- 当ファンドは、商品内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認します。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

**委託会社** **パインブリッジ・インベストメンツ株式会社**  
(ファンドの運用の指図を行います。)

- 金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第307号
- 設立年月日: 1986年11月17日
- 資本金: 500百万円
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額: 458,693百万円 (2018年2月末現在)

照会先

[電話番号] 03-5208-5858(営業日の9:00~17:00)  
[ホームページ] <http://www.pinebridge.co.jp/>

受託会社

**三菱UFJ信託銀行株式会社**

(ファンドの財産の保管及び管理を行います。)

## 1.

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

主としてパインブリッジ・コモディティマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を通じて、Bloomberg Commodity Index<sup>SM</sup>（以下「ブルームバーグ商品指数」といいます。）の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券（以下「商品指数連動債」といいます。）に投資することにより、ブルームバーグ商品指数が表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。

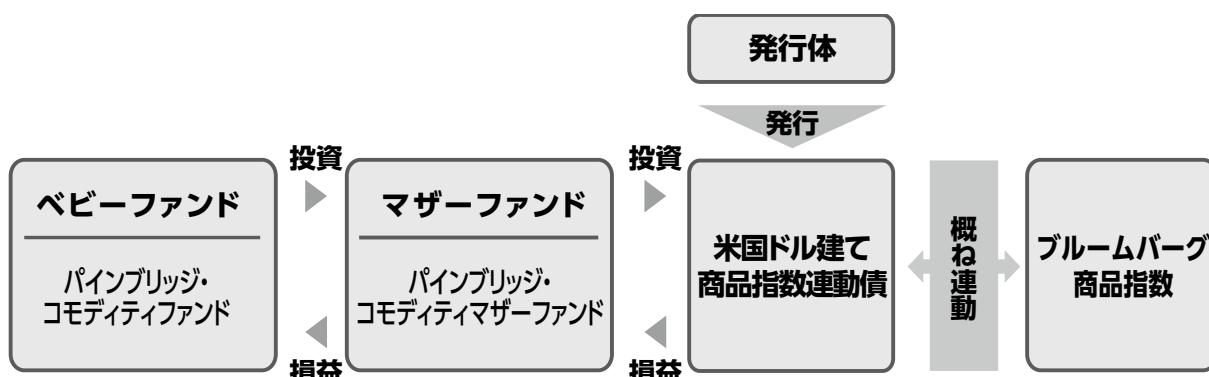
## ファンドの特色

### 1 マザーファンドを通じて米国ドル建ての商品指数連動債に投資を行い、ブルームバーグ商品指数と連動する投資成果を目標として運用を行います。

- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

<ファミリーファンド方式とは>

受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う、複数のファンドを合同運用する仕組みをいいます。



\*マザーファンドは、他のベビーファンドが共有することがあります。

<商品指数連動債とは>

ブルームバーグ商品指数の期間中の動きに償還価額等が概ね連動するように設計された債券です。当ファンドにおいては、主として米国ドル建ての利付債券に投資を行います。

なお、商品指数連動債には発行体の信用リスクが存在しますので、発行体の信用リスクが大きく変動した場合には、当該商品指数連動債の償還価額等はその影響を受けることがあります。

**2** 投資を行う商品指数連動債は、原則としてA格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。

**3** 実質組入れの外貨建て資産については原則として為替ヘッジを行いません。

**4** 毎月 10 日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金のお支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity Index<sup>SM</sup>)および「ブルームバーグ(Bloomberg®)」は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)およびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)のサービスマークであり、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity Index<sup>SM</sup>)は、ブルームバーグとUBSセキュリティーズ・エル・エル・シー(UBS Securities LLC)の間の契約に従ってブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグ、ならびにUBSセキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関係会社(以下「UBS」と総称します。)のいずれも、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の関係会社ではなく、ブルームバーグおよびUBSは、当ファンドを承認し、是認し、レビューまたは推奨するものではありません。ブルームバーグおよびUBSのいずれも、ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity Index<sup>SM</sup>)に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。

### 主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。

### 追加的記載事項

当ファンドは繰上償還を行うための手続きを行っており、2018年8月31日付で繰上償還を行う予定です。ただし、異議を申立てた受益者の受益権口数が、基準日(2018年6月7日)の受益権総口数の2分の1を超えた場合には、繰上償還は行いません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

### <当ファンドの運用担当者に係る事項>

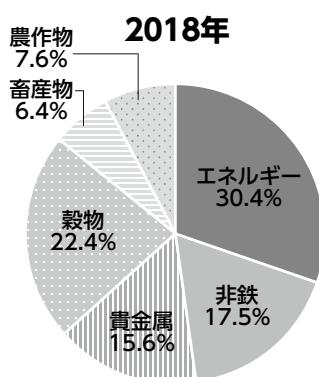
パインブリッジ・インベストメンツ株式会社 プロダクト・マネジメント部

運用担当者：4名、平均運用経験年数：14年（2018年2月末現在）

## ブルームバーグ商品指数について

◆ブルームバーグ商品指数は、商品市場全体の動きを示す代表的な指数です。

### ブルームバーグ商品指数 基本構成比



エネルギー	30.4%	穀物	22.4%
天然ガス	8.0%	トウモロコシ	6.1%
ブレント原油	7.7%	大豆	6.0%
WTI原油	7.3%	小麦	3.3%
ガソリン	3.8%	大豆粕	3.0%
ヒーティングオイル	3.7%	大豆油	2.7%
非鉄	17.5%	KCBT小麦	1.3%
銅	7.2%	畜産物	6.4%
アルミニウム	4.5%	生牛	4.3%
亜鉛	3.1%	豚赤身肉	2.1%
ニッケル	2.8%	農作物	7.6%
貴金属	15.6%	砂糖	3.5%
金	11.9%	コーヒー	2.6%
銀	3.7%	綿	1.5%

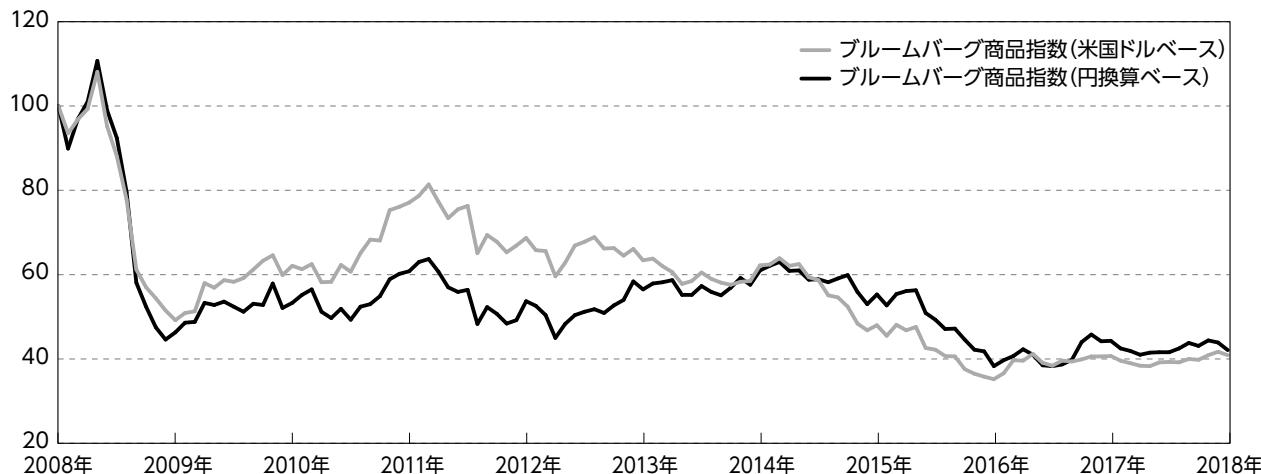
#### <ブルームバーグ商品指数の概要>

- 1991年1月より算出されています。
- 現在22品目の商品先物から構成されています。
- 基本構成比は、各商品の経済的な重要性と市場の流動性を基に決定されます。
- リスクの分散化を図るため、基本構成比は、個別セクターや個別商品へ過度に集中しないように構成されています。
- 基本構成比は、年1回(毎年1月)見直されます。

※上記はブルームバーグ商品指数の2018年の基本構成比です。同指数は毎年1月に該当年の基本構成比でリバランスし、その後、時価の変動により構成比は変化します。

※基本構成比率は、小数点第2位を四捨五入しているため合計と合わない場合があります。

### ブルームバーグ商品指数の推移



※ブルームバーグ商品指数(円換算)はブルームバーグ商品指数を基にパインブリッジ・インベストメンツが独自に算出した指数です。

2008年2月を100として指数化(2008年2月～2018年2月、月次ベース) 出所：ブルームバーグ

※上記のグラフは指数の動きであり、当ファンドの実績ではありません。指数に直接投資することはできず、取引コストや流動性などの市場要因は考慮されていませんので実際の取引結果とは異なります。上記は過去の市場の推移であり、将来の結果をお約束するものではありません。

## コモディティ投資の特徴① 世界経済の成長とコモディティの需要

- ◆コモディティには、原油やガソリンなどのエネルギー、金、銅、アルミニウムなどの鉱物、また小麦、トウモロコシ、コーヒーなど身の回りにかかせない食品などが含まれます。

BRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国)  
など新成長国の経済発展  
今後の世界の人口増加

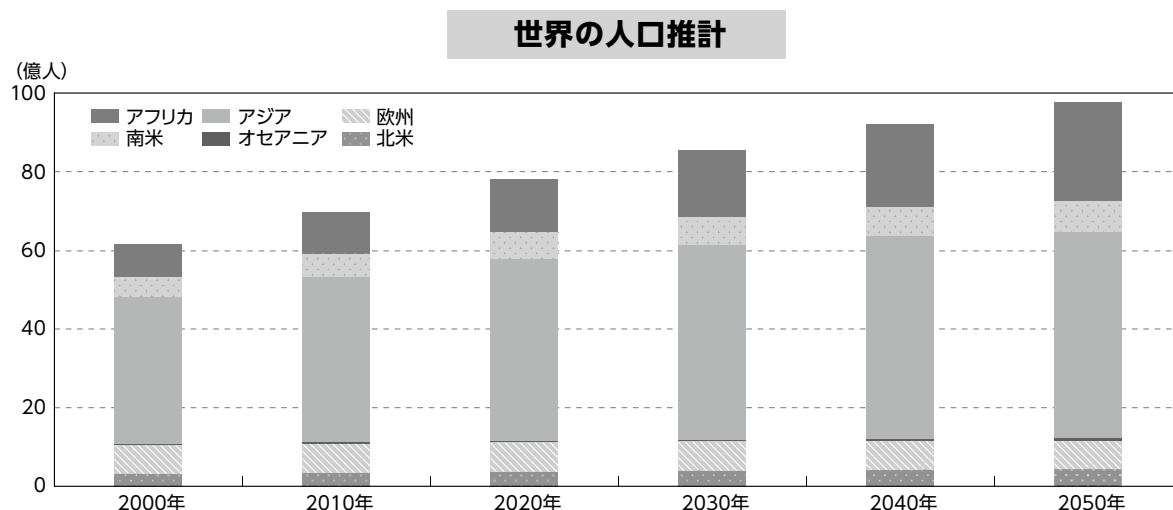
●中間所得層の拡大 エネルギー需要 → ガソリン、原油  
●高付加価値商品 自動車、家電 → 銅、亜鉛  
●食料需要 パン食化、肉食化 → 小麦、生牛  
●インフラ整備 建設資材 → 銅、アルミニウム

地球温暖化

●代替エネルギー バイオ燃料 → 砂糖、トウモロコシ

※上記は代表的な事例を示したものであり、すべての事例にあてはまるとは限りません。

- ◆今後の世界の人口増加により、食料やエネルギーの需要増加が予想されます。

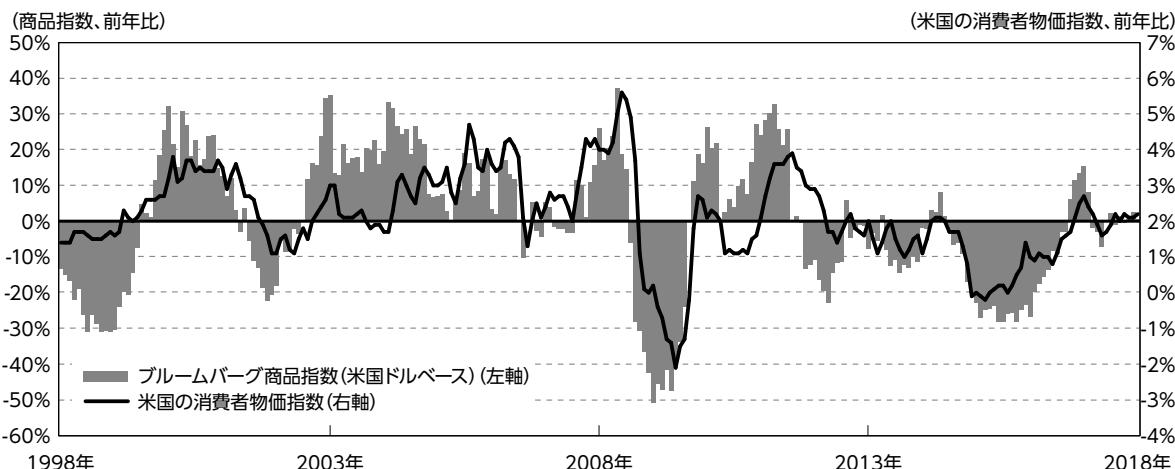


※国際連合のWorld Population Prospects : The 2017 Revisionのデータを基に作成。

## コモディティ投資の特徴② インフレとの高い相関性

- ◆コモディティ市場はインフレとの高い相関性を示してきました。将来のインフレリスクへの備えの一つとして、コモディティ投資があげられます。

### コモディティとインフレの相関性



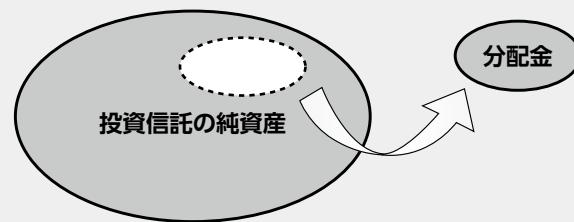
※米国の消費者物価指数はコアCPI、ブルームバーグ商品指数を基に作成。(1998年2月から2018年2月、月次ベース) 出所：ブルームバーグ  
※上記は指数の動きであり、当ファンドの実績ではありません。指標に直接投資することはできず、取引コストや流動性などの市場要因は考慮されていませんので実際の取引結果とは異なります。上記は過去の市場の推移であり、将来の結果をお約束するものではありません。

## 追加的記載事項

### 収益分配金に関する留意事項

- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

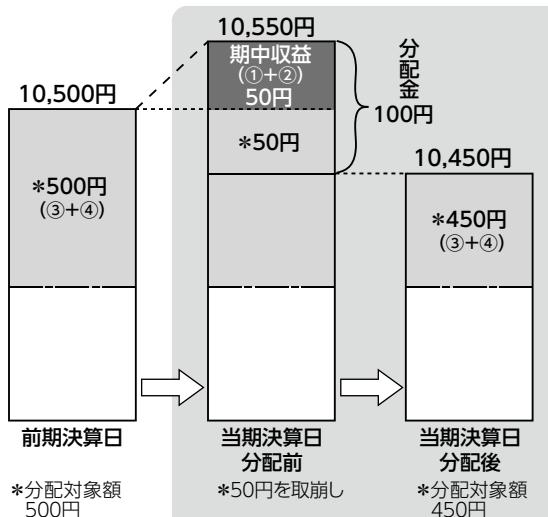
投資信託で分配金が支払われるイメージ



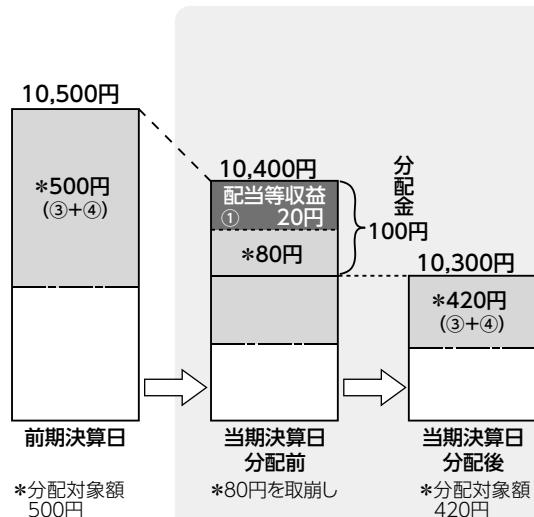
- 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

#### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

##### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



##### 前期決算日から基準価額が下落した場合



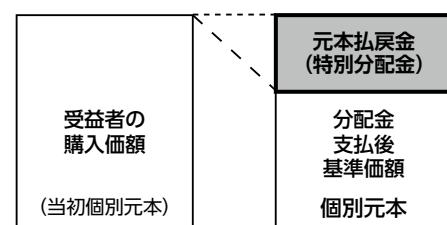
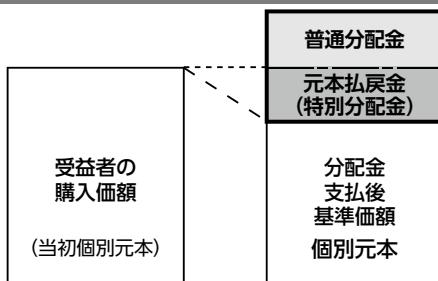
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

##### 分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合

##### 分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

## 2.

## 投資リスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）を主要投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。

当ファンドが有する主なリスク要因は以下の通りです。

価格変動リスク	商品指連動債はブルームバーグ商品指数の騰落率に償還価額等が概ね連動するため、当該指数の変動の影響を受けます。当該指数の下落は、基準価額の下落要因となります。
商品市況リスク	ブルームバーグ商品指数は様々な商品先物の価格変動を表しており、各商品の需給関係や、為替、金利の変化等様々な要因で変動します。
為替変動リスク	外国為替相場は、金利変動、政治・経済情勢、需給等により変動します。一般に、円高は基準価額の下落要因となります。
信用リスク	発行体や取引先の倒産や財務状況の悪化、債務不履行等の影響を受け、有価証券の価格は大きく下落します。
金利変動リスク	債券の価格は金利変動の影響を受けます。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落します。
流動性リスク	組入有価証券を売買する場合に、需給状況等により希望する時期および価格で売買できないことがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

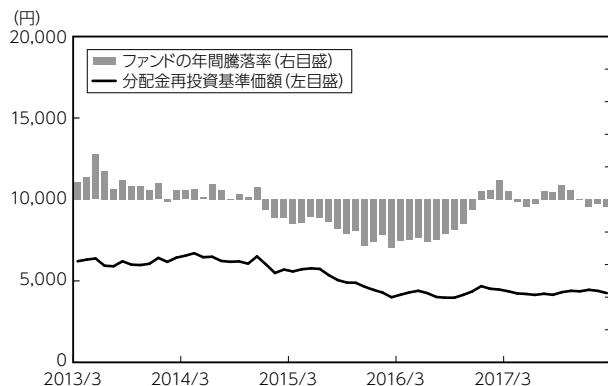
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファミリーファンド方式で運用されるため、マザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドの基準価額の騰落率とブルームバーグ商品指数を円換算したものの騰落率は必ずしも一致しません。これは、主として、ファンドの流動性を確保するためにファンドの一部を短期金融資産に投資すること、資金の流入出から実際に商品指連動債を売買するためのタイミングのずれ、商品指連動債の売買・評価価格と指数のずれ、ならびに売買コストや運用管理費用等を負担すること等によります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

## リスクの管理体制

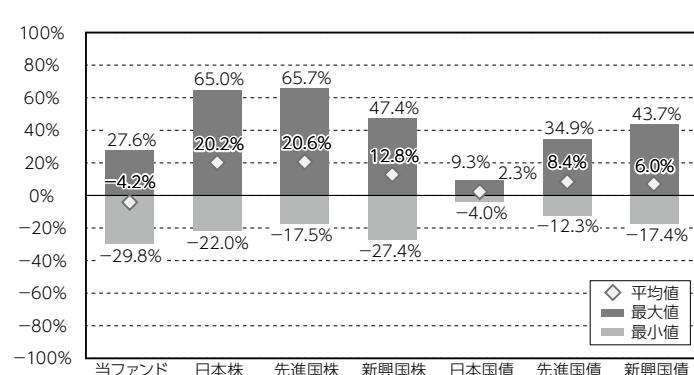
- 運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- 法務コンプライアンス部において運用業務の考查および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

## 参考情報

### <年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>



### <代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、2013年3月～2018年2月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

#### ●各資産クラスの指標

日本株：東証株価指数(TOPIX)配当込み

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)

※海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数(TOPIX)配当込みは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)は、MSCI Inc.が開発した指標で、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が作成している指標で、同指標に関する知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、同指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券指標であり、同指標に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する指標で、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

3.

## 運用実績

## 基準価額・純資産の推移



(2018年2月末現在)

※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払った分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

## 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2018年 2月	5円	2017年 8月	5円
2018年 1月	5円	2017年 7月	5円
2017年12月	5円	2017年 6月	5円
2017年11月	5円	2017年 5月	5円
2017年10月	5円	2017年 4月	5円
2017年 9月	5円	2017年 3月	5円

直近1年間累計	60円
設定来累計	2,725円

## 主要な資産の状況

(2018年2月末現在)

パインブリッジ・コモディティマザーファンド	99.16%
キャッシュ等	0.84%

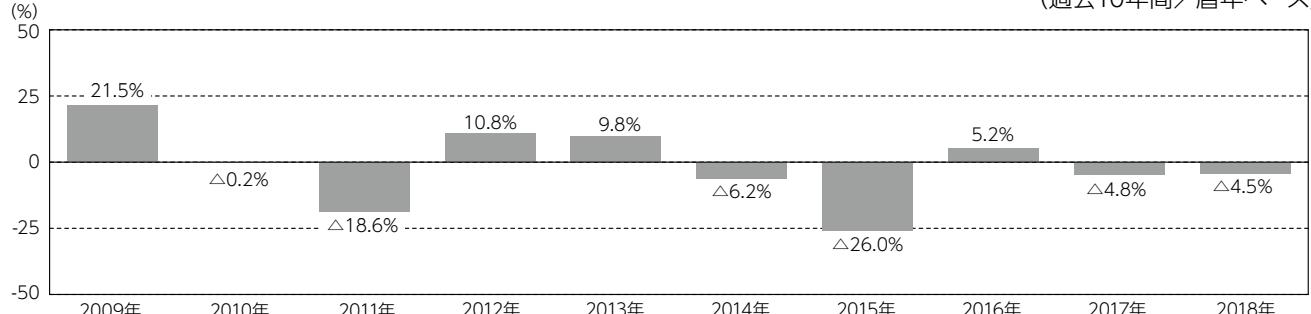
## ● パインブリッジ・コモディティマザーファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	クーポン(%)	償還日	投資比率(%)
イギリス	UBS	0.6	2018/7/17	52.53
イギリス	BARCLAYS	0.2	2018/4/20	45.33

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

## 年間収益率の推移

(過去10年間／暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2018年は年初から2月末までの騰落率を表示しています。  
なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。  
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

## 4.

## 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額の0.3%の信託財産留保額を控除した額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日、もしくはブルームバーグ商品指標の算出・公表されない場合
申込締切時間	原則として午後3時まで
購入の申込期間	2018年5月10日(木)から2019年5月9日(木)まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で購入の申込を受付けない場合があります。 委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること、及びすでに受付けた購入・換金を取消することができます。
信託期間	無期限(信託設定日:2006年2月23日(木))
繰上償還	この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは一部解約により受益権の総口数が5億口を下回ることになった場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	原則として、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	6ヵ月毎(2月、8月)及び償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <u>3.24%(税抜3.0%)</u> の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。	購入時手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <u>0.3%</u> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。	

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に <u>年1.296%(税抜年1.20%)</u> の率を乗じて得た額とし、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払います。		
	<運用管理費用の内訳>	運用管理費用(信託報酬)= 運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	(委託会社) 0.540% (税抜0.50%)	委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価	
	(販売会社) 0.702% (税抜0.65%)	交付運用報告書等各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	
	(受託会社) 0.054% (税抜0.05%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	
※委託会社の受取る報酬には、ファンドの監査費用等が含まれます。			
その他の費用 ・手数料	当ファンドにおける有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の保管費用等について、保有期間に信託財産よりご負担いただきます。		
	※その他の費用・手数料は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。		
売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転に要する費用			

※ファンドの費用の合計額については、保有期間に応じて異なりますので、表示することはできません。

### 税金

- 税金は下記の表に記載の時期に適用されます。
- 下記の表は個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収益分配時	所得税及び地方税	〈配当所得として課税〉普通分配金に対して20.315%
換金時及び償還時	所得税及び地方税	〈譲渡所得として課税〉差益(譲渡益)に対して20.315%

- 上記は2018年2月末現在のものです。
- 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



**パインブリッジ・  
コモディティファンド**

(愛称 : Naturemade / ネイチャーメイド )

追加型投信 ／ 海外 ／ その他資産（商品）

投資信託説明書（請求目論見書）

2018年6月6日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

- ・この目論見書により行う「パインブリッジ・コモディティファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 30 年 5 月 9 日に関東財務局長に提出しており、平成 30 年 5 月 10 日にその届出の効力が生じております。また、同法第 7 条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成 30 年 6 月 5 日に関東財務局長に提出しております。
- ・この目論見書は、金融商品取引法第 13 条第 2 項第 2 号に定める文書（ファンドの詳細情報を記載した目論見書）として、ファンドを取得しようとする方からの請求があつた場合に交付される目論見書（請求目論見書）です。

- 「パインブリッジ・コモディティファンド」は、主にマザーファンドを通じて、実質的にブルームバーグ商品指数の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券（商品指数連動債）を主要投資対象としていますので、組入れた債券の価格下落や為替相場の変動等により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 「パインブリッジ・コモディティファンド」は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

※当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

**「パインブリッジ・コモディティファンド」**  
**(愛称：Naturemade / ネイチャーメイド )**  
**投資信託説明書（請求目論見書） 目次**

<b>第一部 証券情報</b>	.....	1
<b>第二部 ファンド情報</b>	.....	4
<b>第1 ファンドの状況</b>	.....	4
1 ファンドの性格	.....	4
2 投資方針	.....	13
3 投資リスク	.....	24
4 手数料等及び税金	.....	28
5 運用状況	.....	31
<b>第2 管理及び運営</b>	.....	39
1 申込（販売）手続等	.....	39
2 換金（解約）手続等	.....	40
3 資産管理等の概要	.....	41
4 受益者の権利等	.....	44
<b>第3 ファンドの経理状況</b>	.....	45
1 財務諸表	.....	47
2 ファンドの現況	.....	61
<b>第4 内国投資信託受益証券事務の概要</b>	.....	61
<b>第三部 委託会社等の情報</b>	.....	63
<b>第1 委託会社等の概況</b>	.....	63
1 委託会社等の概況	.....	63
2 事業の内容及び営業の概況	.....	64
3 委託会社等の経理状況	.....	65
4 利害関係人との取引制限	.....	85
5 その他	.....	85

（添付）信託約款

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

パインブリッジ・コモディティファンド

(以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。)

※愛称として、「Naturemade」または「ネイチャーメイド」という名称を使用する場合があります。

なお、「Naturemade」または「ネイチャーメイド」は、当ファンドと運用にかかる「基本方針」、「主要投資対象」、「投資態度」等を等しくし、収益分配の頻度、分配方針を異にする「パインブリッジ・コモディティファンド<1年決算型>」の愛称としても使用される場合があります。

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。当初元本は1口当たり1円です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)委託会社であるパインブリッジ・インベストメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

3,000億円を上限とします。

※前記金額には申込手数料(当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する額を含みます。以下同じ。)は含まれません。

### (4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメント株式会社

電話番号 03-5208-5858 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

※基準価額とは、純資産総額(信託財産の資産総額から負債総額を控除した額)を計算日における受益権総口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

## (5) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

## (6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が定めるものとします。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

## (7) 【申込期間】

2018年5月10日（木）から2019年5月9日（木）まで

※取得申込日がロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日、もしくはブルームバーグ商品指数の算出・公表されない場合には取得申込の受付を行いません。

※申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

## (8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所（以下「販売会社」ということがあります。）については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

## (9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、申込金額を販売会社に支払うものとします。

取得申込にかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※申込金額とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に申込手数料を加えた額とします。

## (10) 【払込取扱場所】

申込金額は、取得申込をした販売会社にお支払いください。

## (11) 【振替機関に関する事項】

振替機関：株式会社証券保管振替機構

## (12) 【その他】

①受益権の取得申込は、販売会社において、申込期間における毎営業日に受け付けます。ただし、取得申込日がロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日、もしくはブルームバーグ商品指数の算出・公表されない場合には、取得申込の受付は行いません。取得申込の受付は、原則として毎営

業日の午後3時までの受付を当日の受付とします。この受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日の受付となります。なお、取得申込の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

②運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受けた取得申込の受付を取消することができます。

③取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得申込を行うものとします。（既に取引口座をお持ちの方を除きます。）

④収益分配金の受取方法には、収益分配時に収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と収益分配金を税引後再投資する「分配金再投資コース」の2つの方法がありますので、取得申込時にご選択ください。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。

※分配金再投資コースを選択した取得申込者は、販売会社との間で「累積投資約款」にしたがい、収益分配金の再投資に関する契約（以下「累積投資契約」または「別に定める契約」ということがあります。）を締結する必要があります。（販売会社によっては、前記契約と同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定が用いられることがあります。）

#### 《信託終了（繰上償還）の予定について》

当ファンドは繰上償還を行うための手続きを行っており、2018年8月31日付で繰上償還を行う予定です。ただし、異議を申立てた受益者の受益権口数が、基準日（2018年6月7日）の受益権総口数の2分の1を超えた場合には、繰上償還は行いません。

当ファンドのご購入に際しましては、十分にご留意ください。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ①ファンドの目的

主としてパインブリッジ・コモディティマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を通じて Bloomberg Commodity Index<sup>SM</sup>（以下「ブルームバーグ商品指数」といいます。）の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券（以下「商品指数連動債」といいます。）に投資することにより、ブルームバーグ商品指数が表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資効果を目指します。

###### ②ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内 海外	株式 債券 不動産投信
追加型投信	内外	その他資産（商品） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月)	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリー ファンド	あり ( )
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年12回 (毎月) 日々	その他 ( )	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券（債券 その他債券))				
資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## 商品分類・属性区分の定義

- ・追加型投信・・・一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・海外・・・目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・その他資産（商品）・・・目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に商品を源泉とする旨の記載があるもの
- ・その他資産（投資信託証券（債券 その他債券））・・・目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券（その他債券…公債または社債以外の債券）に主として投資する旨の記載があるもの
- ・年12回（毎月）・・・目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- ・グローバル（日本を含む）・・・目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む。）の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・ファミリーファンド・・・目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズのみに投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの
- ・為替ヘッジなし・・・目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

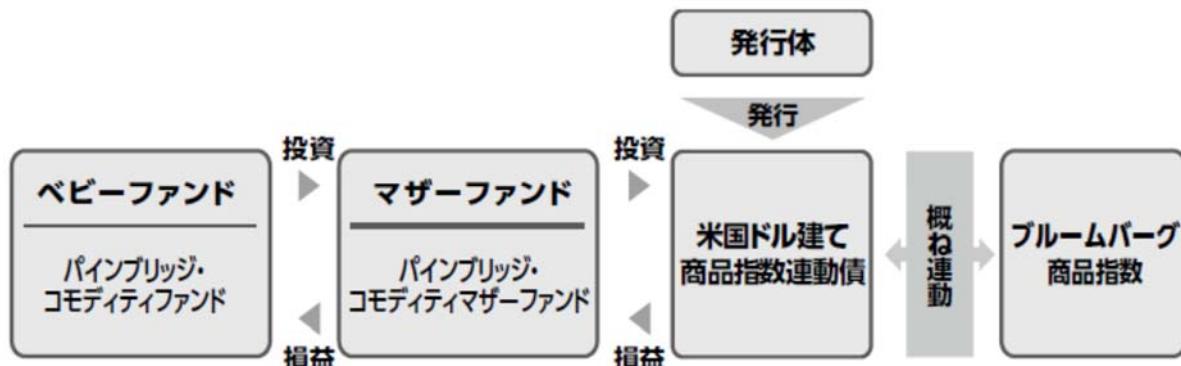
### ③ファンドの特色

1. マザーファンドを通じて米国ドル建ての商品指数連動債に投資を行い、ブルームバーグ商品指数と連動する投資成果を目標として運用を行います。

●当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

<ファミリーファンド方式とは>

受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う、複数のファンドを合同運用する仕組みをいいます。



※マザーファンドは、他のベビーファンドが共有することがあります。

<商品指数連動債とは>

ブルームバーグ商品指数の期間中の動きに償還価額等が概ね連動するように設計された債券です。当ファンドにおいては、主として米国ドル建ての利付債券に投資を行います。

なお、商品指数連動債には発行体の信用リスクが存在しますので、発行体の信用リスクが大きく変動した場合には、当該商品指数連動債の償還価額等はその影響を受けることがあります。

2. 投資を行う商品指数連動債は、原則としてA格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。

3. 実質組入れの外貨建て資産については原則として為替ヘッジを行いません。

4. 毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。



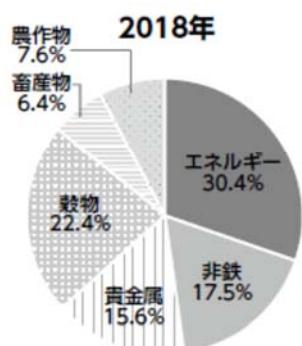
※上記はイメージ図であり、将来の分配金のお支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

[ ブルームバーグ商品指数について ]

◆ブルームバーグ商品指数は、商品市場全体の動きを示す代表的な指標です。

**ブルームバーグ商品指数 基本構成比**



エネルギー	30.4%	穀物	22.4%
天然ガス	8.0%	トウモロコシ	6.1%
プレント原油	7.7%	大豆	6.0%
WTI原油	7.3%	小麦	3.3%
ガソリン	3.8%	大豆粕	3.0%
ヒーティングオイル	3.7%	大豆油	2.7%
非鉄	17.5%	KCBT小麦	1.3%
銅	7.2%	畜産物	6.4%
アルミニウム	4.5%	生牛	4.3%
亜鉛	3.1%	豚赤身肉	2.1%
ニッケル	2.8%	農作物	7.6%
貴金属	15.6%	砂糖	3.5%
金	11.9%	コーヒー	2.6%
銀	3.7%	綿	1.5%

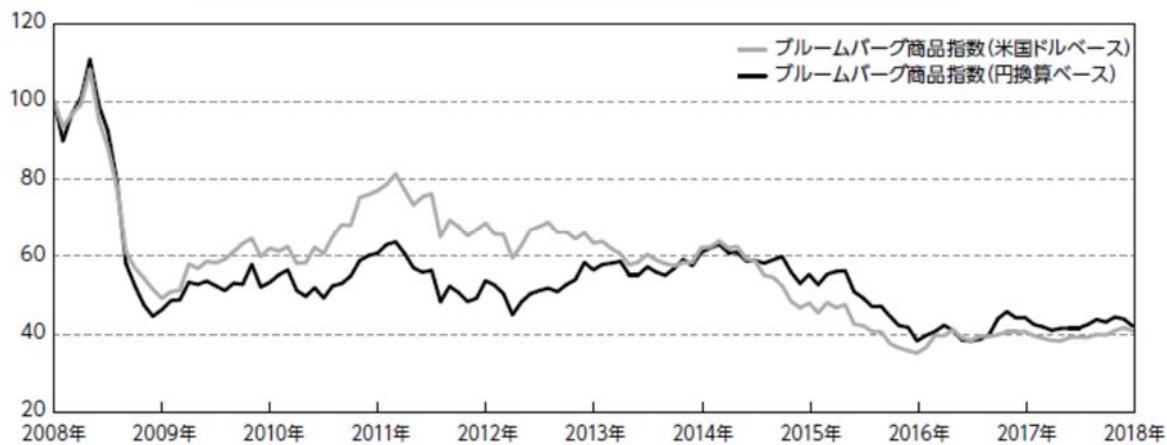
<ブルームバーグ商品指数の概要>

- 1991年1月より算出されています。
- 現在22品目の商品先物から構成されています。
- 基本構成比は、各商品の経済的な重要性と市場の流動性を基に決定されます。
- リスクの分散化を図るため、基本構成比は、個別セクターや個別商品へ過度に集中しないように構成されています。
- 基本構成比は、年1回(毎年1月)見直されます。

※上記はブルームバーグ商品指数の2018年の基本構成比です。同指数は毎年1月に該当年の基本構成比でリバランスし、その後、時価の変動により構成比は変動します。

※基本構成比率は、小数点第2位を四捨五入しているため合計と合わない場合があります。

**ブルームバーグ商品指数の推移**

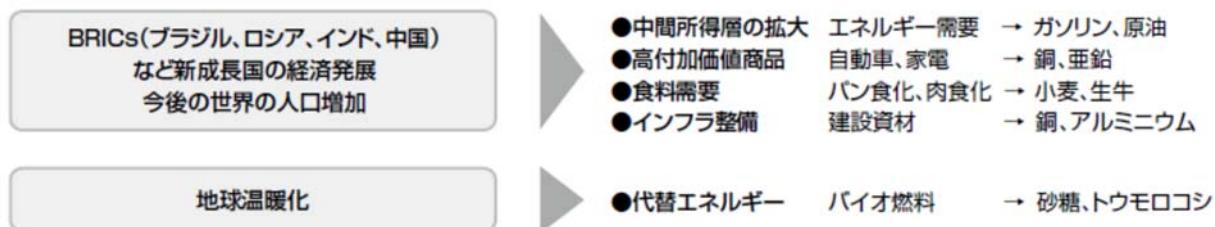


※ブルームバーグ商品指数(円換算)はブルームバーグ商品指数を基にパインブリッジ・インベストメンツが独自に算出した指標です。  
2008年2月を100として指数化(2008年2月～2018年2月、月次ベース) 出所:ブルームバーグ

※上記のグラフは指標の動きであり、当ファンドの実績ではありません。指標に直接投資することはできず、取引コストや流動性などの市場要因は考慮されていませんので実際の取引結果とは異なります。上記は過去の市場の推移であり、将来の結果をお約束するものではありません。

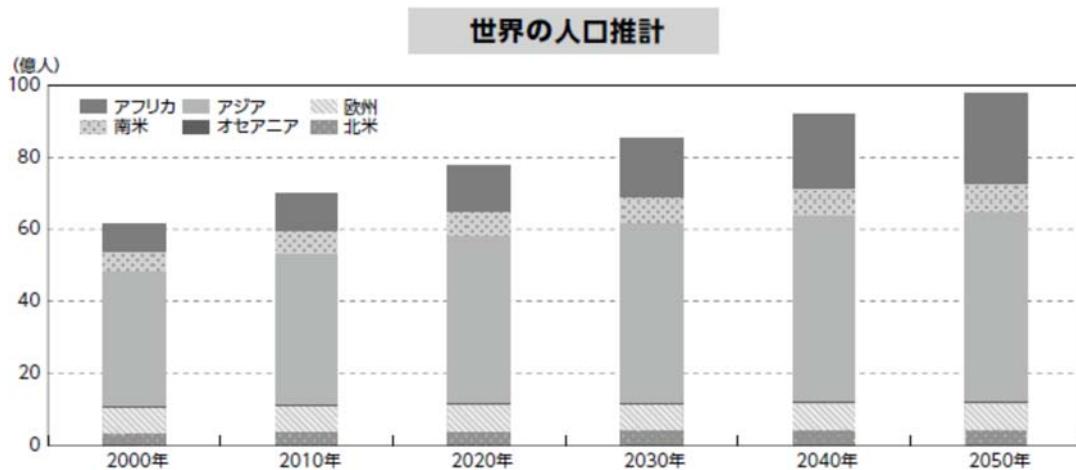
## [ コモディティ投資の特徴① 世界経済の成長とコモディティの需要 ]

◆コモディティには、原油やガソリンなどのエネルギー、金、銅、アルミニウムなどの鉱物、また小麦、トウモロコシ、コーヒーなど身の回りにかかせない食品などが含まれます。



※上記は代表的な事例を示したものであり、すべての事例にあてはまるとは限りません。

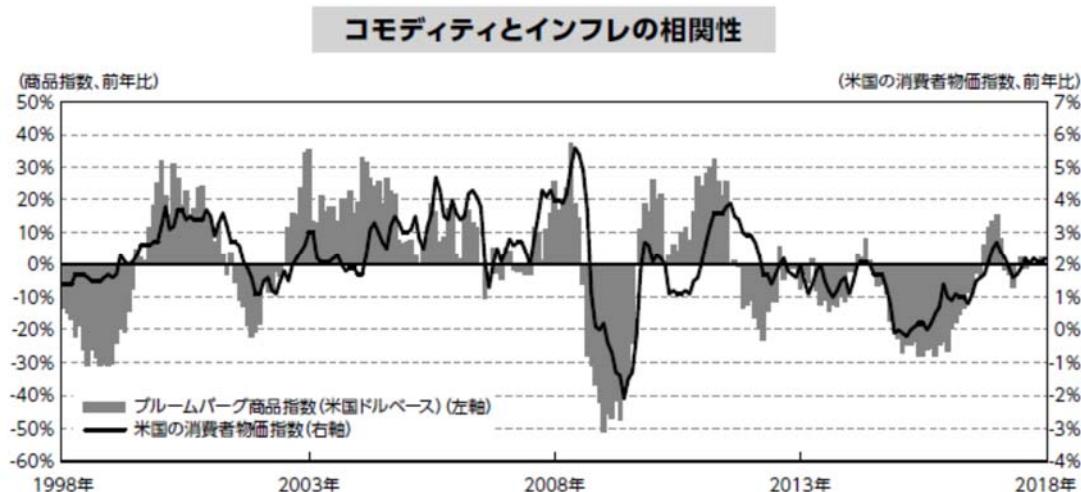
◆今後の世界の人口増加により、食料やエネルギーの需要増加が予想されます。



※国際連合のWorld Population Prospects : The 2017 Revisionのデータを基に作成。

## [ コモディティ投資の特徴② インフレとの高い相関性 ]

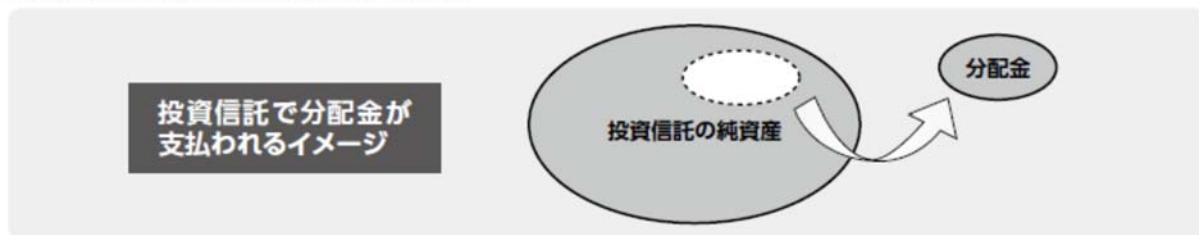
◆コモディティ市場はインフレとの高い相関性を示してきました。将来のインフレリスクへの備えの一つとして、コモディティ投資があげられます。



※米国の消費者物価指数はコアCPI、ブルームバーグ商品指数を基に作成。(1998年2月から2018年2月、月次ベース) 出所：ブルームバーグ  
※上記は指標の動きであり、当ファンドの実績ではありません。指標に直接投資することはできず、取引コストや流動性などの市場要因は考慮されていませんので実際の取引結果とは異なります。上記は過去の市場の推移であり、将来の結果をお約束するものではありません。

## 《収益分配金に関する留意事項》

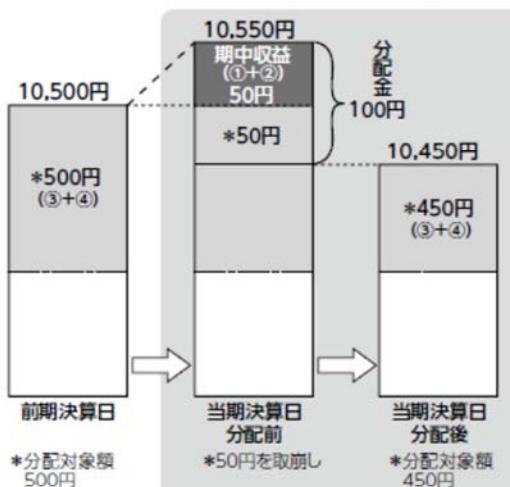
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



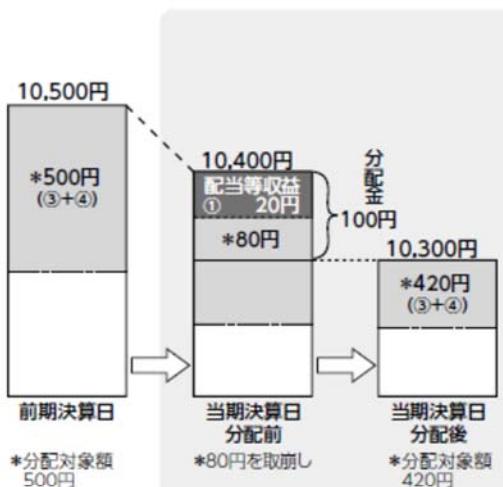
- 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合

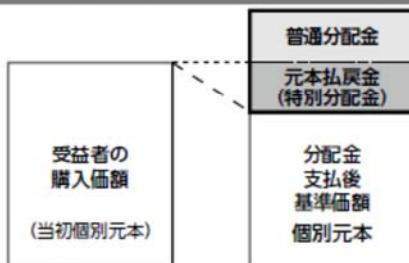


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## 《Bloomberg Commodity Index<sup>SM</sup>（ブルームバーグ商品指数）について》

“ブルームバーグ（Bloomberg®）”，“ブルームバーグ商品指数（Bloomberg Commodity Index<sup>SM</sup>）”は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）のサービスマークであり、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社による一定の目的での利用のためにライセンスされています。

当ファンドは、ブルームバーグ、ユービーエス・アーゲー（UBS AG）、ユービーエス・セキュリティーズ・エルエルシー（UBS Securities LLC）（以下「UBS証券」といいます。）またはこれらの子会社または関係会社がスポンサーとなり、是認し、販売または促進するものではありません。ブルームバーグ、ユービーエス・アーゲー、UBS証券またはこれらの子会社または関係会社のいずれも、当ファンドの保有者または相手方当事者、または公衆に対し、明示的であるか黙示的であるかを問わず、証券投資またはコモディティ投資一般についての推奨性または当ファンドへの具体的な投資についての推奨性に関するいかなる表明または保証も行うものではありません。ブルームバーグ、ユービーエス・アーゲー、UBS証券またはこれらの子会社または関係会社のライセンシーとの唯一の関係は、一定の商標、商号およびサービスマークならびにブルームバーグ商品指数（Bloomberg Commodity Index<sup>SM</sup>）のライセンス付与のみであり、ブルームバーグ商品指数は、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社または当ファンドを考慮することなく、ブルームバーグによってUBS証券とともに決定され、構成されかつ算出されています。ブルームバーグおよびUBS証券は、ブルームバーグ商品指数の決定、構成または算出において、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社または当ファンドの保有者のニーズを考慮する義務を負っていません。ブルームバーグ、ユービーエス・アーゲー、UBS証券またはこれらのそれぞれの子会社または関係会社のいずれも、発行されるべき当ファンドの時期、価格または数量の決定または当ファンドを現金に転換するための数式の決定または計算に責任を負っておらず、またこれに参加していません。ブルームバーグ、ユービーエス・アーゲー、UBS証券またはこれらの子会社または関係会社のいずれも、当ファンドの管理、マーケティングまたはトレーディングに関するいかなる義務も債務も（当ファンドの顧客に対するものを含みますが、これに限定されません。）負っていません。上記にかかわらず、ユービーエス・アーゲー、UBS証券ならびにこれらのそれぞれの子会社および関係会社は、現在ライセンシーが発行しようとしている当ファンドには関連しないものの、当ファンドに類似しかつ競合する可能性のある金融商品を独自に発行し、かつ／またはそのスポンサーとなる場合があります。さらに、ユービーエス・アーゲー、UBS証券ならびにこれらの子会社および関係会社は、コモディティ、コモディティ指数およびコモディティ先物（ブルームバーグ商品指数およびブルームバーグ商品指数トータル・リターン（Bloomberg Commodity Index Total Return<sup>SM</sup>）を含みます。）ならびにかかるコモディティ、コモディティ指数およびコモディティ先物のパフォーマンスに連動するスワップ、オプションおよびデリバティブについて活発に取引を行います。この取引活動により、ブルームバーグ商品指数および当ファンドの価値が影響を受ける可能性があります。

本書は、当ファンドにのみ関するものであり、ブルームバーグ商品指数の構成要素の裏付資産である取引所に上場している現物の商品に関連するものではありません。当ファンドの購入者は、ブルームバーグ商品指数への先物契約の組入れを、ブルームバーグ、ユービーエス・アーゲー、UBS証券またはこれらの子会社または関係会社による、いかなる形での当該先物契約または裏付けとなる取引所に上場している商品の現物への投資の推奨であるとも結論付けるべきではありません。本書中の、ブルームバーグ商品指数の構成要素に関する情報は、一般に入手可能な文書のみに依拠しています。ブルームバーグ、ユービーエス・アーゲー、UBS証券またはこれらの子会社または関係会社のいずれも、当ファンドに関して、ブルームバーグ商品指数の構成要素に関するデュー・ディリジェンス調査を行っておりません。ブルームバーグ、ユービーエス・アーゲー、UBS証券またはこれらの子会社または関係会社のいずれも、ブルームバーグ商品指数の構成要素に関するこれら的一般に入手可能な文書またはその他の一般に入手可能な情報（当該構成要素の価格に影響を及ぼす要因の記載を含みますが、これに限定されません。）が正確または完全であるとの表明を行っておりません。

ブルームバーグ、ユービーエス・アーゲー、UBS証券またはこれらの子会社または関係会社のいずれも、ブルームバーグ商品指数またはこれに関連するデータの正確性および／または完全性を保証するものではなく、また、ブルームバーグ、ユービーエス・アーゲー、UBS証券またはこれらの子会社または関係会社のいずれも、ブルームバーグ商品指数における誤謬、省略または中断につき何らの責任も負いません。ブルームバーグ、ユービーエス・アーゲー、UBS証券またはこれらの子会社または関係会社のいずれも、ブルームバーグ商品指数またはこれに関連するデータを利用してパインブリッジ・インベストメンツ株式会社、当ファンドの保有者またはその他の者もしくは法人が得ることができる結果について、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証も行いません。ブルームバーグ、ユービーエス・アーゲー、UBS証券またはこれらの子会社または関係会社のいずれも、ブルームバーグ商品指数またはこれに関連するデータに関して、明示または黙示を問わず、いかなる保証も行わず、ブルームバーグ商品指数またはこれに関連するデータの商品性および特定の目的または利用に対する適合性に関する一切の保証を明示的に否定します。上記のいずれも制限することなく、法律上許される最大限の範囲で、ブルームバーグ、そのライセンサー（UBSを含む。）ならびにこれらのそれぞれの従業員、業務受託者、代理人、サプライヤーおよびベンダーのいずれも、当ファンドまたはブルームバーグ商品指数またはこれらに関連するデータまたは価値に關係して生じるいかなる傷害または損害についても、直接的、間接的、結果的、付隨的、懲罰的またはその他であるかを問わず、事前にその可能性について告知されていたとしても、何らの債務も責任も負いません（これらの者の過失その他に起因するか否かを問いません。）。ブルームバーグ、UBS証券およびパインブリッジ・インベストメンツ株式会社間の契約または取決めにつき、ユービーエス・アーゲー以外のいかなる第三者受益者も存在しません。

#### ④信託金限度額

3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

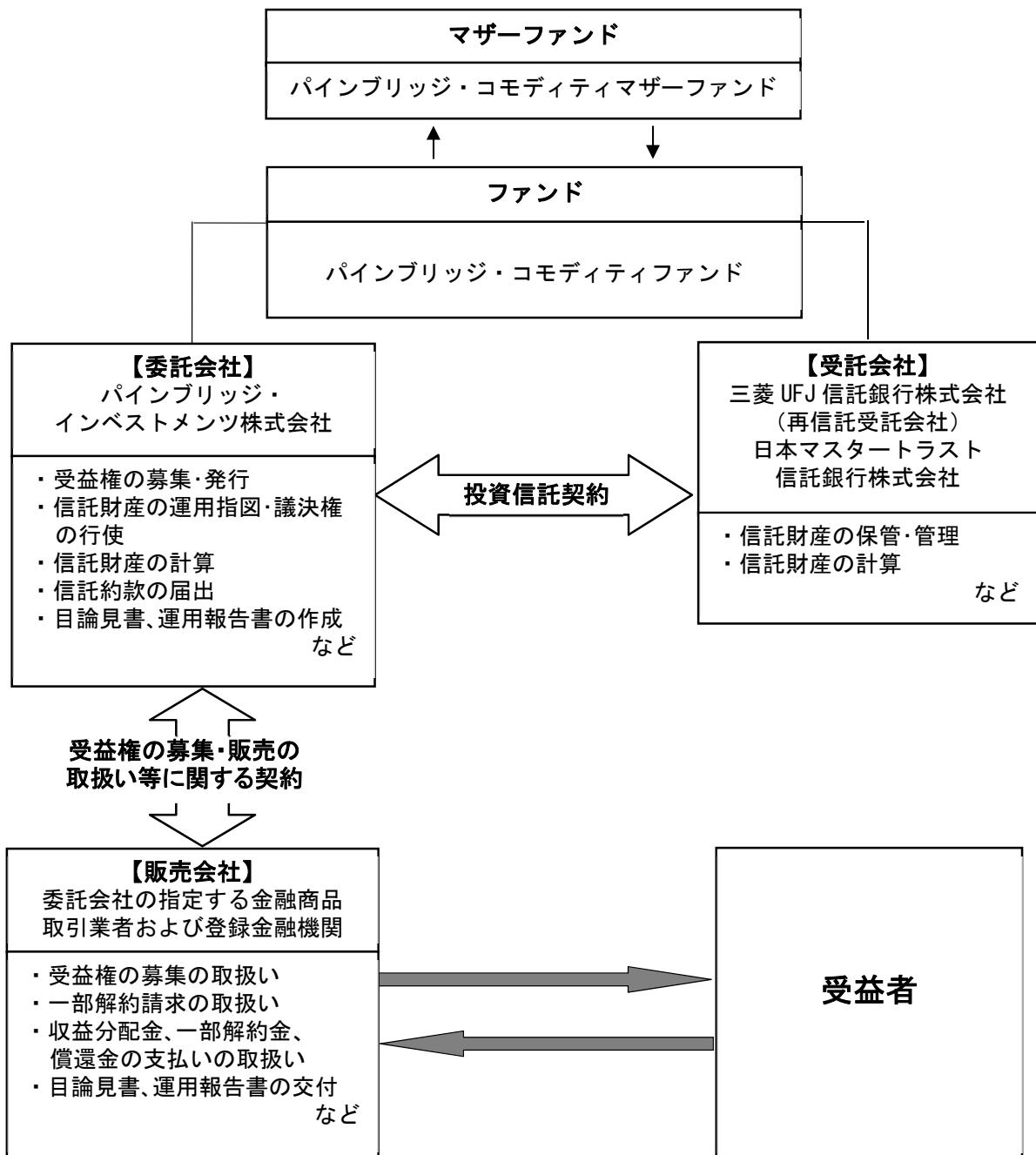
#### (2) 【ファンドの沿革】

2006年 2月23日 ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

2009年12月 1日 ファンドの名称変更（「AIG コモディティファンド」から「パインブリッジ・コモディティファンド」に変更。）

#### (3) 【ファンドの仕組み】

##### ①ファンドの仕組み



※投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。

※受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

## ②委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

・資本金の額 500,000,000円（2018年2月末日現在）

・会社の沿革

1986年11月 当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。

1987年 1月 エーアイジー投資顧問株式会社に商号変更。

1997年 2月 エイミック投信投資顧問株式会社に商号変更。

2001年 7月 エーアイジー投信投資顧問株式会社（AIG 投信投資顧問株式会社）に商号変更。

2002年 4月 株式会社千代田投資顧問と合併。

2007年 4月 AIG インベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。

2008年 4月 AIG インベストメンツ株式会社に商号変更。

2008年 5月 エーアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG 日本証券会社）との事業統合。

2009年12月 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に商号変更。

・大株主の状況（2018年2月末日現在）

株主名	住 所	持株数	持株比率
PineBridge Investment Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam The Netherlands	41,000株	100%

・当社が属する PineBridge Investments は、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### ①基本方針

主としてマザーファンド受益証券を通じて、ブルームバーグ商品指数の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券（商品指数連動債）に投資することにより、ブルームバーグ商品指数が表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資効果を目指します。

#### ②投資態度

- 1) マザーファンド受益証券への投資を通じて、商品指数連動債に投資するよう努めます。
- 2) 投資を行う商品指数連動債は、原則として A 格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。
- 3) 実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4) 市況動向、資金動向等によっては、前記のような運用を行うことができない場合があります。

### (2) 【投資対象】

#### ①投資対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
  - ハ. 金銭債権（イ. ニ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
  - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### ②投資対象とする有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるパインブリッジ・コモディティマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

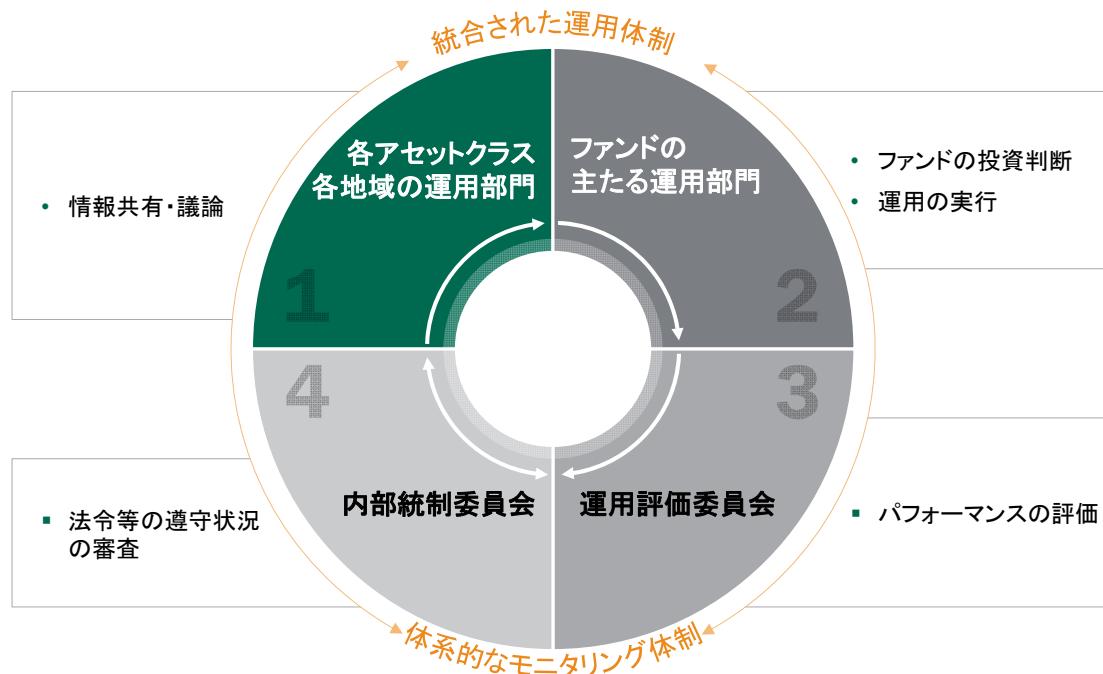
1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. 転換社債の転換、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券
  7. コマーシャル・ペーパー
  8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から7. の証券または証書の性質を有するもの
  9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限ります。）
  13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  18. 外国の者に対する権利で前記17. の有価証券の性質を有するもの
- なお、前記6. の証券および8. ならびに13. の証券または証書のうち6. の証券の性質を有するものを以下「株式」とい、前記1. から5. までの証券および8. ならびに13. の証券または証書のうち1. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、前記9. の証券および10. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前記5. の権利の性質を有するもの
- ④前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社

が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

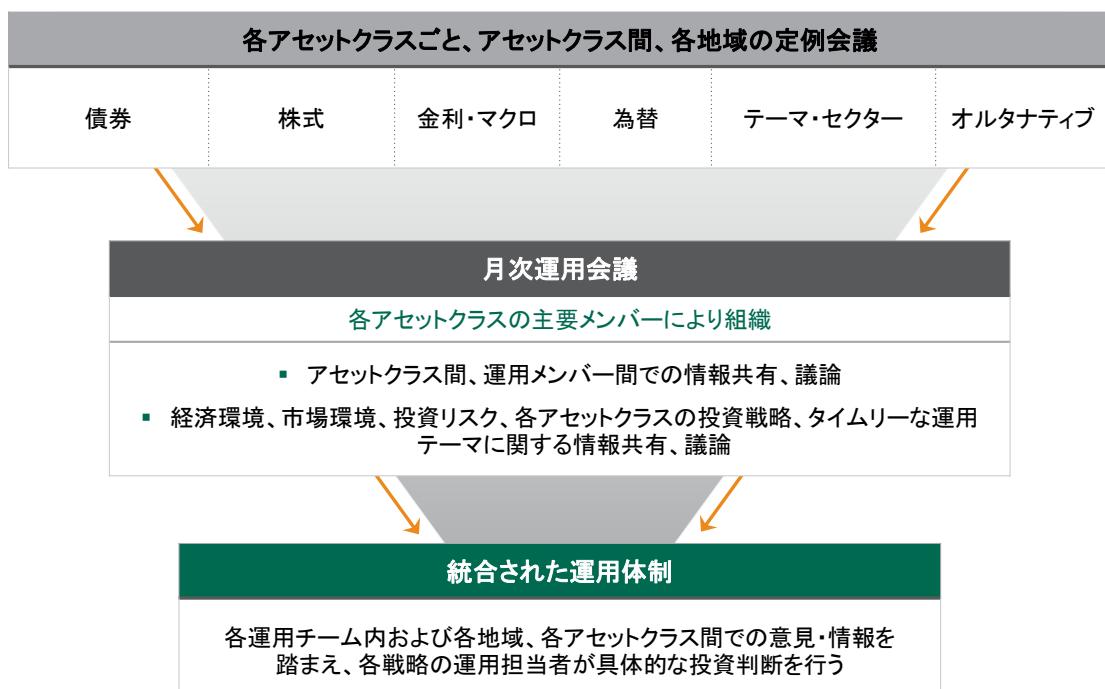
### (3) 【運用体制】

- ・委託会社の運用体制



#### 1. 投資判断

運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門（11名）の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



## 2. パフォーマンス評価とリスク管理

- ・運用業務部（9名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- ・法務コンプライアンス部（4名）において運用業務の考查および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

## 3. ファンドの関係法人に対する管理体制

- ・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

## 4. 当ファンドの運用担当者に係る事項

- ・パインブリッジ・インベストメント株式会社 プロダクト・マネジメント部

運用担当者：4名、平均運用経験年数：14年

※当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

※前記の運用体制等は2018年2月末日現在のものであり、今後変更することがあります。

## （4）【分配方針】

①毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- 1) 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）の全額とします。
- 2) 分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

②信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 信託財産に属する利子・配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とみなし配当等収益との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分

配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

3) 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

### ③収益分配金の支払い

- 1) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。
- 2) 前記1)の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対して、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 前記1)に規定する収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。
- 4) 受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。なお、受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

## （5）【投資制限】

＜信託約款による投資制限＞

- ①株式への直接投資は行いません。株式への実質投資割合は、転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②マザーファンド受益証券への投資には制限を設けません。マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑥委託会社が投資することを指図する株式は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。ただし、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

### ⑦先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イ

に掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)ならびに有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)、外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記「(2) 投資対象③」に掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本項⑦で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建て有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建て資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項⑦で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等なら

びに前記「(2) 投資対象③」に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。) の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記「(2) 投資対象③」に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建て資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項⑦で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### ⑧スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを避けるため、異なった通貨、異なった受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図することができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図をするものとします。

## ⑨金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## ⑩有価証券の貸付の指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1. および2. の範囲内で貸付の指図することができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- 2) 前記1) 1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫委託会社は、信託財産に属する外貨建て資産およびマザーファンドの信託財産に属する外貨建て資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建て資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### ⑬資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または、再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### <法令等による投資制限>

##### ①同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

## (ご参考) マザーファンドの概要

「パインブリッジ・コモディティマザーファンド」

### 1. 基本方針

この投資信託は、主としてブルームバーグ商品指数の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券（「商品指数連動債」）に投資することにより、ブルームバーグ商品指数が表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

原則として、A格以上の格付けを有する商品指数連動債を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ①商品指数連動債への投資を通じて、ブルームバーグ商品指数と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ②投資を行う商品指数連動債は、原則としてA格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。
- ③実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ①株式への直接投資は行いません。株式への投資割合は、転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑥有価証券先物取引等は、信託約款第19条の範囲で行います。
- ⑦スワップ取引は、信託約款第20条の範囲で行います。
- ⑧金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款第21条の範囲で行います。

### 3 【投資リスク】

#### (1) 当ファンドのリスク

当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券を通じて、ブルームバーグ商品指数の騰落率に償還価額等が連動する商品指数連動債など値動きある有価証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これら運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましてはファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえお申込みください。

ファンドが有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

##### ①価格変動リスク

当ファンドの主要投資対象である米国ドル建ての商品指数連動債は、ブルームバーグ商品指数の騰落率に償還価額等が概ね連動しますので、ファンドの基準価額はブルームバーグ商品指数の変動の影響を受けます。これにより、当ファンドの基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。

##### ②商品市況リスク

ブルームバーグ商品指数は様々な商品市況の価格変動を表す指数であり、指数を構成するそれぞれの商品の需給関係や為替、金利の変化など様々な要因で大きく変動します。また、それぞれの商品の需給は景気、環境、天候、農業生産、貿易動向、疾病、伝染病、労働問題、資源開発、技術発展、政府の規制・介入、生産者や企業の政策、投機家の動向など様々な要因で変動します。これにより、当ファンドの基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。

##### ③為替変動リスク

当ファンドは米国ドル建ての商品指数連動債を主要投資対象とし、原則として為替ヘッジを行わないため為替変動リスクを伴います。外国為替相場は、金利変動、政治・経済情勢、需給その他の様々な要因により変動します。この影響を受けて外貨建て資産の価格が変動し、基準価額が下落することがあります。一般に、円安／米国ドル高は基準価額の上昇要因に、円高／米国ドル安は基準価額の下落要因となります。

##### ④信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・償還金の支払遅延または債務不履行（デフォルト）等の影響を受け、基準価額が下落することがあります。

##### ⑤金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### ⑥流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることが

あります。

## ⑦その他のリスク・留意点

### 1. カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、為替取引等の相対取引を行うことがあります、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

### 2. 有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することができますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

### 3. 収益分配に関するリスク

当ファンドは、決算期に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

### 4. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却（先物取引については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

### 5. 資産規模に関するリスク

ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

### 6. 繰上償還に関する留意点

当ファンドは、一部解約により受益権の総口数が5億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

### 7. 取得申込、解約請求等に関する留意点

当ファンドは、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日、もしくはブルームバーグ商品指数の算出・公表されない場合には、取得申込および解約請求の受付は行いません。なお、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむをえない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することができます。また、すでに受けた取得申込および解約請求を取消すことがあります。

### 8. ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

### 9. 指数に関する留意点

当ファンドは、ブルームバーグ商品指数の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての商品指数連動債を、原則として高位に組入れて運用しますが、ファンドの基準価額の騰落率とブルームバーグ商品指数を円換算したものの騰落率は必ずしも一致しません。この要因は、主として、

ファンドの流動性を確保するためにファンドの一部を短期金融資産に投資すること、資金の流入出から実際に商品指数連動債を売買するためのタイミングのずれ、商品指数連動債の売買・評価価格と指数のズレ、ならびに売買コストや信託報酬等の費用を負担すること等によるものです。またファンドの投資効果がブルームバーグ商品指数を円換算したものとの連動または上回ることを保証するものではありません。

#### 10. 収益分配金に関する留意点

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

#### 11. その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### （2）投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

#### 1) 運用業務部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

#### 2) 法務コンプライアンス部

運用業務の考查および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

#### 3) 内部統制委員会

月1回開催、法務コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

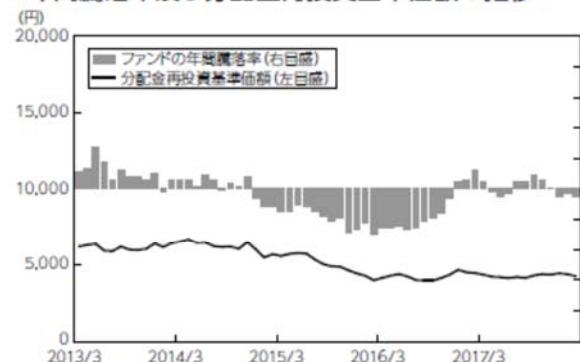
#### 4) 運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

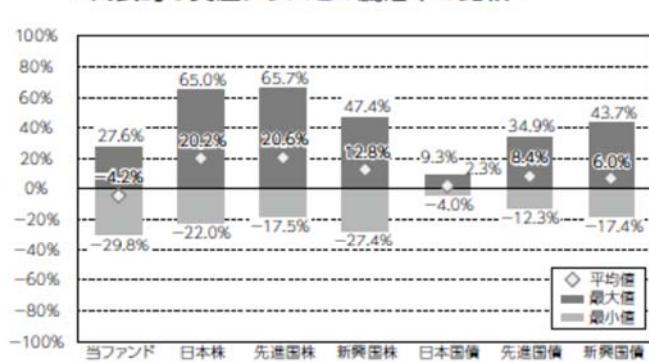
※前記のリスク管理体制等は、今後変更することがあります。

## <参考情報>

### <年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>



### <代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



\*代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、2013年3月～2018年2月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

#### ●各資産クラスの指標

- 日本株：東証株価指数(TOPIX)配当込み
- 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)

※海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数(TOPIX)配当込みは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)は、MSCI Inc.が開発した指標で、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が作成している指標で、同指標に関する知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、同指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券指標であり、同指標に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する指標で、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。（申込手数料は、当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）

なお、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はありません。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

pinebridge・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

※申込手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価です。

### (2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

※解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.296%（税抜年1.20%）の率を乗じて得た金額とします。委託会社、受託会社および各販売会社の配分についての内訳は次の通りです。（信託報酬は、当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。）

信託報酬	1.296%（税抜1.20%）
委託会社	0.540%（税抜0.50%）
販売会社	0.702%（税抜0.65%）
受託会社	0.054%（税抜0.05%）

委託会社の受取る信託報酬には、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。

信託報酬は、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産から支払います。

※信託報酬は、運用期間中の基準価額に信託報酬率を乗じたものです。委託会社の受取り分は、委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価です。販売会社取り分は、交付運用報告書等各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。受託会社取り分は、運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価です。

#### (4) 【その他の手数料等】

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産から支払います。
- ②ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。
- ③信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産が負担します。
- ④信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払います。  
※その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。  
※売買委託手数料は、有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料です。  
※保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転に要する費用です。

前記（1）から（4）の手数料等には、保有期間等に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

##### ①個人の受益者に対する課税

普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となります。

##### ②法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

※原則として、配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニア NISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 1 個別元本について

- ①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 2 元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。  
受益者が収益分配金を受取る際、

- ①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

前記は2018年2月末日現在のものですので、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご相談されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

### (1) 【投資状況】

(2018年2月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	697,141,842	99.16
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		5,901,385	0.84
合計（純資産総額）		703,043,227	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

### (2) 【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

##### 1. 組入上位銘柄 (2018年2月28日現在)

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	パインブリッジ・ コモディティ マザーファンド	1,450,565,631	0.4746	688,438,449	0.4806	697,141,842	99.16

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

##### 2. 種類別及び業種別投資比率 (2018年2月28日現在)

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.16

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

#### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### ①【純資産の推移】

	純資産総額（円）	基準価額（円）
第5特定期間末 (2008年8月11日)	(分配付) 7,999,468,102 (分配落) 7,840,649,397	(分配付) 10,748 (分配落) 10,568
第6特定期間末 (2009年2月10日)	(分配付) 3,106,652,714 (分配落) 2,988,221,752	(分配付) 4,903 (分配落) 4,723
第7特定期間末 (2009年8月10日)	(分配付) 3,850,106,081 (分配落) 3,737,217,629	(分配付) 5,727 (分配落) 5,547
第8特定期間末 (2010年2月10日)	(分配付) 3,400,700,593 (分配落) 3,273,527,423	(分配付) 5,080 (分配落) 4,900
第9特定期間末 (2010年8月10日)	(分配付) 3,018,311,914 (分配落) 2,902,450,774	(分配付) 4,845 (分配落) 4,665
第10特定期間末 (2011年2月10日)	(分配付) 2,977,105,320 (分配落) 2,874,150,203	(分配付) 5,347 (分配落) 5,167
第11特定期間末 (2011年8月10日)	(分配付) 3,003,499,600 (分配落) 2,887,511,069	(分配付) 4,511 (分配落) 4,331
第12特定期間末 (2012年2月10日)	(分配付) 2,491,416,789 (分配落) 2,379,074,938	(分配付) 4,131 (分配落) 3,951
第13特定期間末 (2012年8月10日)	(分配付) 2,127,280,212 (分配落) 2,026,001,283	(分配付) 3,955 (分配落) 3,775
第14特定期間末 (2013年2月12日)	(分配付) 2,186,991,194 (分配落) 2,119,163,015	(分配付) 4,315 (分配落) 4,185
第15特定期間末 (2013年8月12日)	(分配付) 1,707,913,564 (分配落) 1,693,838,902	(分配付) 3,817 (分配落) 3,787
第16特定期間末 (2014年2月10日)	(分配付) 1,628,852,083 (分配落) 1,616,371,822	(分配付) 4,075 (分配落) 4,045
第17特定期間末 (2014年8月11日)	(分配付) 1,455,980,013 (分配落) 1,444,784,980	(分配付) 3,975 (分配落) 3,945
第18特定期間末 (2015年2月10日)	(分配付) 1,309,804,547 (分配落) 1,299,124,262	(分配付) 3,697 (分配落) 3,667
第19特定期間末 (2015年8月10日)	(分配付) 1,202,516,938 (分配落) 1,191,682,883	(分配付) 3,352 (分配落) 3,322
第20特定期間末 (2016年2月10日)	(分配付) 906,453,477 (分配落) 895,689,619	(分配付) 2,513 (分配落) 2,483
第21特定期間末 (2016年8月10日)	(分配付) 772,742,196 (分配落) 763,411,097	(分配付) 2,456 (分配落) 2,426
第22特定期間末 (2017年2月10日)	(分配付) 864,166,144 (分配落) 854,843,303	(分配付) 2,839 (分配落) 2,809
第23特定期間末 (2017年8月10日)	(分配付) 765,890,223 (分配落) 756,858,288	(分配付) 2,573 (分配落) 2,543
第24特定期間末 (2018年2月13日)	(分配付) 705,534,013 (分配落) 696,886,216	(分配付) 2,543 (分配落) 2,513

	純資産総額（円）	基準価額（円）
2017年 2月末日	830, 624, 573	2, 736
3月末日	805, 448, 355	2, 666
4月末日	779, 194, 155	2, 582
5月末日	771, 195, 582	2, 555
6月末日	758, 533, 883	2, 515
7月末日	760, 957, 152	2, 553
8月末日	745, 626, 695	2, 509
9月末日	772, 328, 801	2, 602
10月末日	776, 078, 794	2, 646
11月末日	762, 363, 976	2, 623
12月末日	742, 731, 714	2, 674
2018年 1月末日	728, 031, 173	2, 630
2月末日	703, 043, 227	2, 543

(注) 特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しております。

②【分配の推移】

期 間	1万口当たりの分配金
第5特定期間 自 2008年 2月 13日 至 2008年 8月 11日	180円
第6特定期間 自 2008年 8月 12日 至 2009年 2月 10日	180円
第7特定期間 自 2009年 2月 11日 至 2009年 8月 10日	180円
第8特定期間 自 2009年 8月 11日 至 2010年 2月 10日	180円
第9特定期間 自 2010年 2月 11日 至 2010年 8月 10日	180円
第10特定期間 自 2010年 8月 11日 至 2011年 2月 10日	180円
第11特定期間 自 2011年 2月 11日 至 2011年 8月 10日	180円
第12特定期間 自 2011年 8月 11日 至 2012年 2月 10日	180円
第13特定期間 自 2012年 2月 11日 至 2012年 8月 10日	180円
第14特定期間 自 2012年 8月 11日 至 2013年 2月 12日	130円
第15特定期間 自 2013年 2月 13日 至 2013年 8月 12日	30円
第16特定期間 自 2013年 8月 13日 至 2014年 2月 10日	30円
第17特定期間 自 2014年 2月 11日 至 2014年 8月 11日	30円
第18特定期間 自 2014年 8月 12日 至 2015年 2月 10日	30円
第19特定期間 自 2015年 2月 11日 至 2015年 8月 10日	30円
第20特定期間 自 2015年 8月 11日 至 2016年 2月 10日	30円
第21特定期間 自 2016年 2月 11日 至 2016年 8月 10日	30円
第22特定期間 自 2016年 8月 11日 至 2017年 2月 10日	30円
第23特定期間 自 2017年 2月 11日 至 2017年 8月 10日	30円
第24特定期間 自 2017年 8月 11日 至 2018年 2月 13日	30円

### ③【収益率の推移】

期間	収益率
第5特定期間 自 2008年 2月13日 至 2008年 8月11日	△0.99%
第6特定期間 自 2008年 8月12日 至 2009年 2月10日	△53.61%
第7特定期間 自 2009年 2月11日 至 2009年 8月10日	21.26%
第8特定期間 自 2009年 8月11日 至 2010年 2月10日	△8.42%
第9特定期間 自 2010年 2月11日 至 2010年 8月10日	△1.12%
第10特定期間 自 2010年 8月11日 至 2011年 2月10日	14.62%
第11特定期間 自 2011年 2月11日 至 2011年 8月10日	△12.70%
第12特定期間 自 2011年 8月11日 至 2012年 2月10日	△4.62%
第13特定期間 自 2012年 2月11日 至 2012年 8月10日	0.10%
第14特定期間 自 2012年 8月11日 至 2013年 2月12日	14.30%
第15特定期間 自 2013年 2月13日 至 2013年 8月12日	△8.79%
第16特定期間 自 2013年 8月13日 至 2014年 2月10日	7.60%
第17特定期間 自 2014年 2月11日 至 2014年 8月11日	△1.73%
第18特定期間 自 2014年 8月12日 至 2015年 2月10日	△6.29%
第19特定期間 自 2015年 2月11日 至 2015年 8月10日	△8.59%
第20特定期間 自 2015年 8月11日 至 2016年 2月10日	△24.35%
第21特定期間 自 2016年 2月11日 至 2016年 8月10日	△1.09%
第22特定期間 自 2016年 8月11日 至 2017年 2月10日	17.02%
第23特定期間 自 2017年 2月11日 至 2017年 8月10日	△8.40%
第24特定期間 自 2017年 8月11日 至 2018年 2月13日	0.00%

(注) 収益率は以下の計算式により算出しております。

$$\text{収益率} = (\text{当特定期間末分配付基準価額} - \text{前特定期間末分配落基準価額}) \div \text{前特定期間末分配落基準価額} \times 100$$

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定口数	解約口数
第5特定期間 自 2008年 2月13日 至 2008年 8月11日	1,874,676,240	6,350,862,473
第6特定期間 自 2008年 8月12日 至 2009年 2月10日	379,679,021	1,471,254,811
第7特定期間 自 2009年 2月11日 至 2009年 8月10日	1,405,445,599	995,327,205
第8特定期間 自 2009年 8月11日 至 2010年 2月10日	1,390,146,690	1,447,534,650
第9特定期間 自 2010年 2月11日 至 2010年 8月10日	970,228,057	1,428,941,723
第10特定期間 自 2010年 8月11日 至 2011年 2月10日	933,818,440	1,592,992,955
第11特定期間 自 2011年 2月11日 至 2011年 8月10日	2,172,502,367	1,067,474,786
第12特定期間 自 2011年 8月11日 至 2012年 2月10日	317,011,836	962,937,254
第13特定期間 自 2012年 2月11日 至 2012年 8月10日	348,546,491	1,003,636,827
第14特定期間 自 2012年 8月11日 至 2013年 2月12日	420,848,555	724,051,182
第15特定期間 自 2013年 2月13日 至 2013年 8月12日	203,752,991	794,672,908
第16特定期間 自 2013年 8月13日 至 2014年 2月10日	175,788,795	652,271,330
第17特定期間 自 2014年 2月11日 至 2014年 8月11日	121,423,883	455,154,979
第18特定期間 自 2014年 8月12日 至 2015年 2月10日	187,056,237	306,897,010
第19特定期間 自 2015年 2月11日 至 2015年 8月10日	303,101,139	258,312,826
第20特定期間 自 2015年 8月11日 至 2016年 2月10日	279,985,681	260,227,304
第21特定期間 自 2016年 2月11日 至 2016年 8月10日	246,523,851	707,143,228
第22特定期間 自 2016年 8月11日 至 2017年 2月10日	174,049,218	276,639,182
第23特定期間 自 2017年 2月11日 至 2017年 8月10日	115,734,717	183,390,114
第24特定期間 自 2017年 8月11日 至 2018年 2月13日	124,955,396	327,712,050

(注) 上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

(ご参考) パインブリッジ・コモディティマザーファンド

(1) 投資状況

(2018年2月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	イギリス	4,987,418,101	97.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		108,833,129	2.14
合計(純資産総額)		5,096,251,230	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位銘柄 (2018年2月28日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
イギリス	社債券	UBS	25,000,000	10,449.97	2,612,494,629	10,709.08	2,677,270,950	0.6	2018/7/17	52.53
イギリス	社債券	BARCLAYS	21,000,000	10,717.24	2,250,621,223	11,000.70	2,310,147,151	0.2	2018/4/20	45.33

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注2) 外貨建て資産に属する銘柄の帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものであります。

2. 種類別及び業種別投資比率 (2018年2月28日現在)

種類	投資比率(%)
社債券	97.86

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

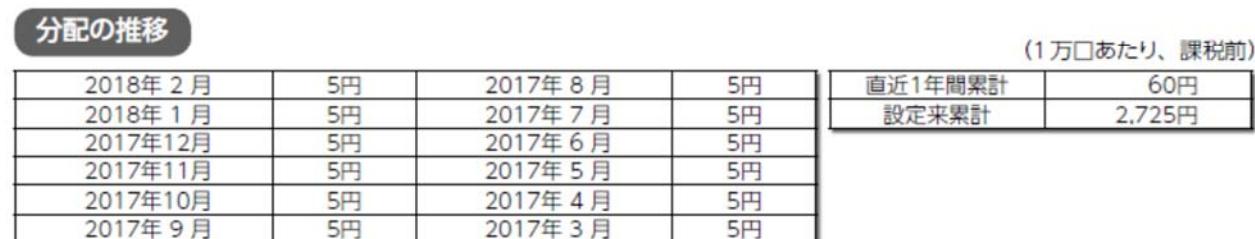
③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 参考情報



※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払った分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。



**主要な資産の状況**

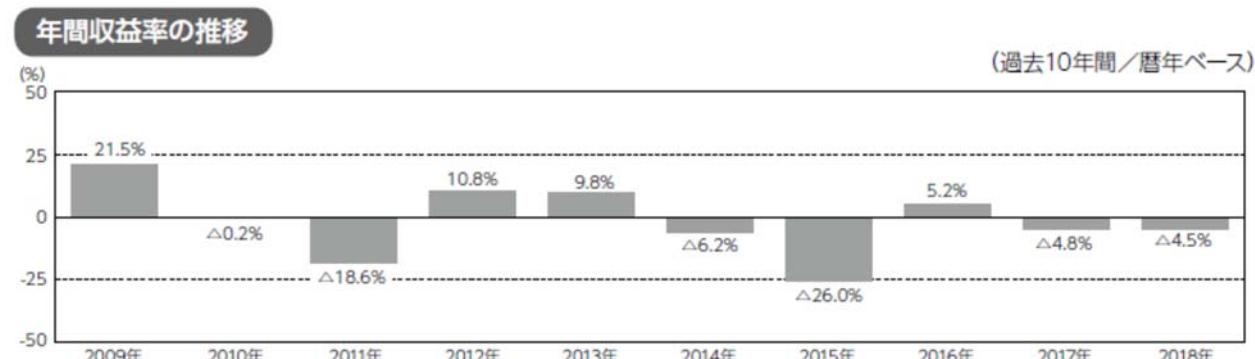
(2018年2月末現在)

パインブリッジ・コモディティマザーファンド	99.16%
キャッシュ等	0.84%

### ● パインブリッジ・コモディティマザーファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	クーポン(%)	償還日	投資比率(%)
イギリス	UBS	0.6	2018/7/17	52.53
イギリス	BARCLAYS	0.2	2018/4/20	45.33

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。



※ファンドの收益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2018年は年初から2月末までの騰落率を表示しています。  
なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。  
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### 1) 取得申込の受付

①申込期間：2018年5月10日（木）から2019年5月9日（木）まで

※申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

②受益権の取得申込は、取得申込期間中の販売会社の営業日に受け付けます。ただし、取得申込日が、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日、もしくは取得申込日がブルームバーグ商品指數の算出・公表されない場合には受け付けません。

③取得申込の受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日のお取扱いとなります。取得申込の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

　　パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

　　電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

　　ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

④運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

⑤取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

#### 2) 申込単位・申込価額

①収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。いずれのコースでも、申込単位は販売会社が定めるものとします。

※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、申込単位および取扱コースが異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

②受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める率を乗じて得た申込手数料を加算した価額とします。なお、分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

## 2 【換金（解約）手続等】

①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

※解約請求の単位は、販売会社および販売会社の取扱コースによっては異なる場合があります。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

②一部解約の実行請求は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、解約請求日が、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日、もしくは解約請求日がブルームバーグ商品指数の算出・公表されない場合には受付を行いません。

③解約請求の受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。解約請求の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

④委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消すことがあります。

⑤一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受けたものとして算出された価額とします。

⑥一部解約時の価額は、一部解約の実行請求を受けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）を控除した額とします。

⑦一部解約時の価額は委託会社の営業日に日々算出されます。一部解約時の価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

⑧解約代金のお支払いは、解約請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

⑨換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

- 1) 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。
- 2) 組入外国債券の評価は、原則として証券会社、銀行等が提示する価額（売気配相場を除く）、価格情報会社の提供する価額、または一部償却原価法のいずれかにより評価します。外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- 3) 基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

　　パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

　　電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

　　ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

#### (2) 【保管】

ファンドの受益権は、2007年1月4日より振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

#### (3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、信託期間を繰上げて償還することができます。「後記「(5) その他

- 1) 信託の終了」をご参照ください。)

#### (4) 【計算期間】

原則として、毎月11日から翌月10日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

#### (5) 【その他】

- 1) 信託の終了

1. 投資信託契約の解約

イ) 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ) 委託会社は、前記イ) の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、

その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ハ) 前記ロ) の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ニ) 前記ハ) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記イ) の投資信託契約の解約をしません。
- ホ) 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ヘ) 前記ハ) からホ) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ハ) の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

## 2. 投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- イ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「3) 信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

## 3. 受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 2) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- 2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることができます。

## 3) 信託約款の変更

- 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託約款を変更しません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1. から5. までの規定にしたがいます。

#### 4) 公告

委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 5) 反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもつて買取るべき旨を請求することができます。

#### 6) 運用報告書

委託会社は、原則として6ヵ月毎（2月および8月）および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書は知られたる受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は受益者の請求により交付されますので、請求される受益者の方は販売会社までお問い合わせください。また、委託会社のホームページにて入手することもできます。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

#### 7) 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 8) 関係会社との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

### ①収益分配金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として、決算日から起算して5営業日までに販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### ②一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

### ③償還金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて償還金を請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として、償還日から起算して5営業日までに販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### ④反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間に内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

### ⑤帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24特定期間（平成29年8月11日から平成30年2月13日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成 30 年 3 月 14 日

パインブリッジ・インベストメント株式会社  
取締役会御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

13年3月  


当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ・コモディティファンドの平成 29 年 8 月 11 日から平成 30 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・コモディティファンドの平成 30 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

パインブリッジ・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

パインブリッジ・コモディティファンド

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 事項	第23特定期間 (平成29年8月10日現在)	第24特定期間 (平成30年2月13日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		3,754,982	7,905,891
親投資信託受益証券		756,429,592	691,442,245
流動資産合計		760,184,574	699,348,136
資産合計		760,184,574	699,348,136
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		1,487,979	1,386,601
未払解約金		997,921	198,484
未払受託者報酬		35,017	36,537
未払委託者報酬		805,364	840,288
未払利息		5	10
流動負債合計		3,326,286	2,461,920
負債合計		3,326,286	2,461,920
純資産の部			
元本等			
元本		2,975,958,968	2,773,202,314
剩余金		△2,219,100,680	△2,076,316,098
期末剩余金又は期末欠損金（△） （分配準備積立金）		179,329	235,522
元本等合計		756,858,288	696,886,216
純資産合計		756,858,288	696,886,216
負債純資産合計		760,184,574	699,348,136

(2) 【損益及び剩余金計算書】

区分	注記 事項	第23特定期間 自 平成29年2月11日 至 平成29年8月10日	第24特定期間 自 平成29年8月11日 至 平成30年2月13日
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
有価証券売買等損益		△66,393,202	6,512,653
営業収益合計		△66,393,202	6,512,653
営業費用			
支払利息		1,004	1,484
受託者報酬		210,872	208,609
委託者報酬		4,849,990	4,797,867
営業費用合計		5,061,866	5,007,960
営業利益又は営業損失（△）		△71,455,068	1,504,693
経常利益又は経常損失（△）		△71,455,068	1,504,693
当期純利益又は当期純損失（△）		△71,455,068	1,504,693
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額（△）		△572,750	458,745
期首剩余金又は期首次損金（△）		△2,188,771,062	△2,219,100,680
剩余金増加額又は欠損金減少額		135,126,476	242,789,104
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は 欠損金減少額		135,126,476	242,789,104
剩余金減少額又は欠損金増加額		85,541,841	92,402,673
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は 欠損金増加額		85,541,841	92,402,673
分配金		9,031,935	8,647,797
期末剩余金又は期末欠損金（△）		△2,219,100,680	△2,076,316,098

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成30年2月10日、その翌日及び翌々日が休日のため、当特定期間末日を平成30年2月13日としており、このため当特定期間は187日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第23特定期間 (平成29年8月10日現在)	第24特定期間 (平成30年2月13日現在)
1. 期首元本額	3, 043, 614, 365円	2, 975, 958, 968円
期中追加設定元本額	115, 734, 717円	124, 955, 396円
期中一部解約元本額	183, 390, 114円	327, 712, 050円
2. 受益権の総数	2, 975, 958, 968口	2, 773, 202, 314口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2, 219, 100, 680円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2, 076, 316, 098円であります。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第23特定期間 自 平成29年2月11日 至 平成29年8月10日	第24特定期間 自 平成29年8月11日 至 平成30年2月13日
分配金の計算過程	[平成29年2月11日から 平成29年3月10日まで の計算期間]	[平成29年8月11日から 平成29年9月11日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	0円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	137,918,492円	127,780,809円
分配準備積立金額	295,468円	187,388円
当ファンドの分配対象収益額	138,213,960円	127,968,197円
当ファンドの期末残存口数	3,016,990,566口	2,984,391,130口
1万口当たり収益分配対象額	458.11円	428.79円
1万口当たり分配金額	5.00円	5.00円
収益分配金金額	1,508,495円	1,492,195円
	[平成29年3月11日から 平成29年4月10日まで の計算期間]	[平成29年 9月12日から 平成29年10月10日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	0円	199,585円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	136,690,798円	125,332,721円
分配準備積立金額	303,526円	186,555円
当ファンドの分配対象収益額	136,994,324円	125,718,861円
当ファンドの期末残存口数	3,023,148,601口	2,961,771,756口
1万口当たり収益分配対象額	453.15円	424.47円
1万口当たり分配金額	5.00円	5.00円
収益分配金金額	1,511,574円	1,480,885円
	[平成29年4月11日から 平成29年5月10日まで の計算期間]	[平成29年10月11日から 平成29年11月10日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	0円	216,787円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	135,238,564円	122,469,164円
分配準備積立金額	3,164円	89,388円
当ファンドの分配対象収益額	135,241,728円	122,775,339円
当ファンドの期末残存口数	3,017,719,089口	2,921,682,488口
1万口当たり収益分配対象額	448.15円	420.22円
1万口当たり分配金額	5.00円	5.00円
収益分配金金額	1,508,859円	1,460,841円

項目	第23特定期間 自 平成29年2月11日 至 平成29年8月10日	第24特定期間 自 平成29年8月11日 至 平成30年2月13日
	[平成29年5月11日から 平成29年6月12日まで の計算期間]	[平成29年11月11日から 平成29年12月11日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	0円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	133,625,559円	119,738,967円
分配準備積立金額	10,524円	24,980円
当ファンドの分配対象収益額	133,636,083円	119,763,947円
当ファンドの期末残存口数	3,015,356,173口	2,884,058,108口
1万口当たり収益分配対象額	443.18円	415.26円
1万口当たり分配金額	5.00円	5.00円
収益分配金金額	1,507,678円	1,442,029円
	[平成29年6月13日から 平成29年7月10日まで の計算期間]	[平成29年12月12日から 平成30年1月10日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	143,693円	187,119円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	132,089,694円	113,639,242円
分配準備積立金額	15,323円	35,058円
当ファンドの分配対象収益額	132,248,710円	113,861,419円
当ファンドの期末残存口数	3,014,701,287口	2,770,493,597口
1万口当たり収益分配対象額	438.67円	410.97円
1万口当たり分配金額	5.00円	5.00円
収益分配金金額	1,507,350円	1,385,246円
	[平成29年7月11日から 平成29年8月10日まで の計算期間]	[平成30年1月11日から 平成30年2月13日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	0円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	128,905,549円	112,366,597円
分配準備積立金額	179,329円	235,522円
当ファンドの分配対象収益額	129,084,878円	112,602,119円
当ファンドの期末残存口数	2,975,958,968口	2,773,202,314口
1万口当たり収益分配対象額	433.75円	406.03円
1万口当たり分配金額	5.00円	5.00円
収益分配金金額	1,487,979円	1,386,601円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第23特定期間 自 平成29年2月11日 至 平成29年8月10日	第24特定期間 自 平成29年8月11日 至 平成30年2月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。</li> <li>・法務コンプライアンス部において運用業務の考查および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。</li> <li>・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。</li> </ul>	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第23特定期間 (平成29年8月10日現在)	第24特定期間 (平成30年2月13日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。  (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左  (2)デリバティブ取引 同左  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第23特定期間 (平成29年8月10日現在)	第24特定期間 (平成30年2月13日現在)
	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△3,046,242	△37,005,128
合計	△3,046,242	△37,005,128

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	第23特定期間 (平成29年8月10日現在)	第24特定期間 (平成30年2月13日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.2543円 (2,543円)	0.2513円 (2,513円)

#### (4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成30年2月13日現在）

##### (1) 株式

該当事項はありません。

##### (2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	パインブリッジ・コモディティマザーファンド	1,456,894,745	691,442,245	
合計			1,456,894,745	691,442,245	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「パインブリッジ・コモディティマザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

#### 「パインブリッジ・コモディティマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

#### (1) 貸借対照表

区分	注記 事項	(平成29年8月10日現在)	(平成30年2月13日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		73,858,002	220,392,037
コール・ローン		22,559,706	75,693,363
社債券		4,377,277,915	4,815,582,112
未収利息		2,195,133	2,589,721
前払費用		63,218	12,512
流動資産合計		4,475,953,974	5,114,269,745
資産合計		4,475,953,974	5,114,269,745
負債の部			
流動負債			
未払金		—	107,707,938
未払解約金		5,000,000	—
未払利息		30	103
流動負債合計		5,000,030	107,708,041
負債合計		5,000,030	107,708,041
純資産の部			
元本等			
元本		9,476,790,094	10,549,478,698
剩余金		△5,005,836,150	△5,542,916,994
剩余金又は欠損金（△）			
元本等合計		4,470,953,944	5,006,561,704
純資産合計		4,470,953,944	5,006,561,704
負債純資産合計		4,475,953,974	5,114,269,745

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月11日から8月10日まで、および8月11日から翌年2月

10日までであります。

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成29年8月10日現在)	(平成30年2月13日現在)
1. 期首元本額	8,848,906,413円	9,476,790,094円
期中追加設定元本額	839,848,450円	1,417,891,110円
期中一部解約元本額	211,964,769円	345,202,506円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ・コモディティファンド	1,603,284,427円	1,456,894,745円
パインブリッジ・コモディティファンド <1年決算型>	1,073,649,702円	1,016,021,044円
パインブリッジ・イレブンプラス <毎月決算型>	362,282,721円	317,904,617円
パインブリッジ／FOFs用コモディティF (適格機関投資家限定)	6,437,573,244円	7,758,658,292円
合計	9,476,790,094円	10,549,478,698円
2. 受益権の総数	9,476,790,094口	10,549,478,698口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っております、その差額は5,005,836,150円あります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っております、その差額は5,542,916,994円あります。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成29年2月11日 至 平成29年8月10日	自 平成29年8月11日 至 平成30年2月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、社債券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。</li> <li>・法務コンプライアンス部において運用業務の考查および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。</li> <li>・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。</li> </ul>	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成29年8月10日現在)	(平成30年2月13日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。  (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左  (2)デリバティブ取引 同左  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	(平成29年8月10日現在)	(平成30年2月13日現在)
	当計算期間の損益 に含まれた評価差額	当計算期間の損益 に含まれた評価差額
社債券	△38,501,488	△68,689,090
合計	△38,501,488	△68,689,090

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	(平成29年8月10日現在)	(平成30年2月13日現在)
1口当たり純資産額	0.4718円	0.4746円
(1万口当たり純資産額)	(4,718円)	(4,746円)

### (3)附属明細表

第1 有価証券明細表（平成30年2月13日現在）

#### (1)株式

該当事項はありません。

#### (2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米国ドル	社債券 計	HA19 BARCLAYS 0.2000% 04/20/2018	21,000,000.00	20,961,360.00	
		I116 UBS 0.6000% 07/17/2018	24,000,000.00	23,328,000.00	
			45,000,000.00	44,289,360.00	
				(4,815,582,112)	
				44,289,360.00	
				(4,815,582,112)	
	小計				
合計				4,815,582,112	
				(4,815,582,112)	

(注)1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄の記載は邦貨額であり、( )内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米国ドル	社債券 2銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

(2018年2月28日現在)

I 資産総額	704, 152, 000 円
II 負債総額	1, 108, 773 円
III 純資産総額 (I - II)	703, 043, 227 円
IV 発行済数量 (口)	2, 764, 545, 104 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV)	0. 2543 円
(1 万口当たりの純資産額)	(2, 543 円)

(注) I の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。 (以下、同じ。)

### (ご参考) パインブリッジ・コモディティマザーファンド

(2018年2月28日現在)

I 資産総額	5, 096, 251, 296 円
II 負債総額	66 円
III 純資産総額 (I - II)	5, 096, 251, 230 円
IV 発行済数量 (口)	10, 603, 515, 045 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV)	0. 4806 円
(1 万口当たりの純資産額)	(4, 806 円)

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、2007年1月4日より、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 1. 名義書換

該当事項はありません。

### 2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### 3. 譲渡制限

該当事項はありません。

#### 4. 受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### 7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

#### 8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

(2018年2月末日現在)

- ・資本金の額 500,000,000円
- ・会社が発行する株式の総数 50,000株
- ・発行済株式総数 41,000株
- ・資本金の額の増減（最近5年間） 該当事項はありません。
- ・会社の機構

##### (1) 経営の意思決定

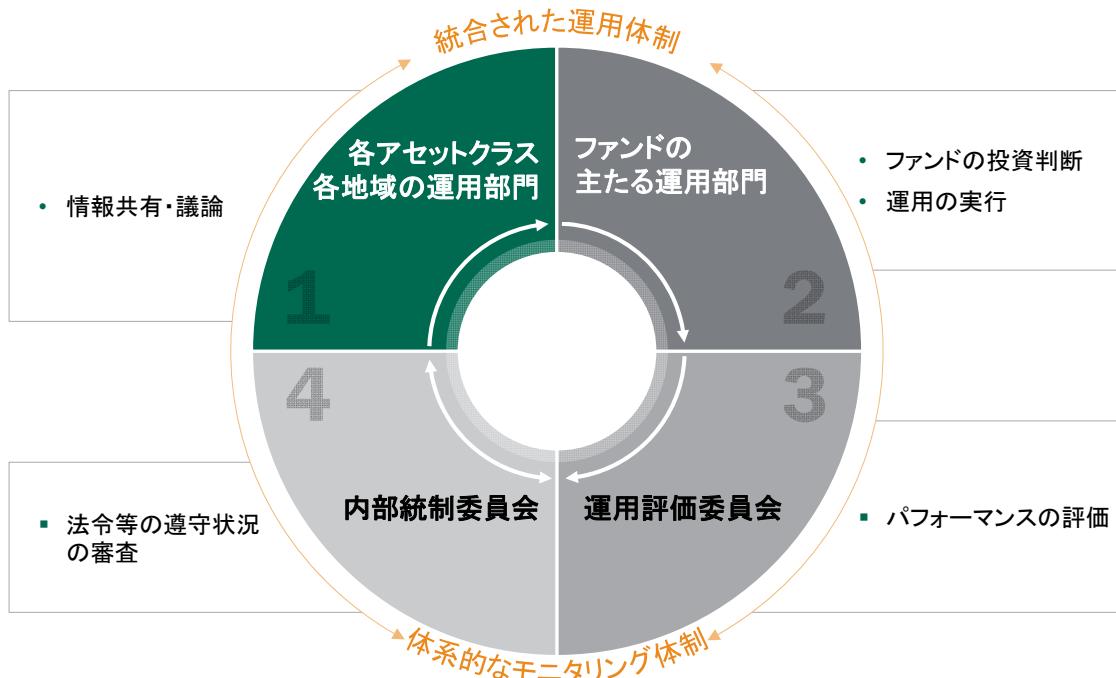
3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

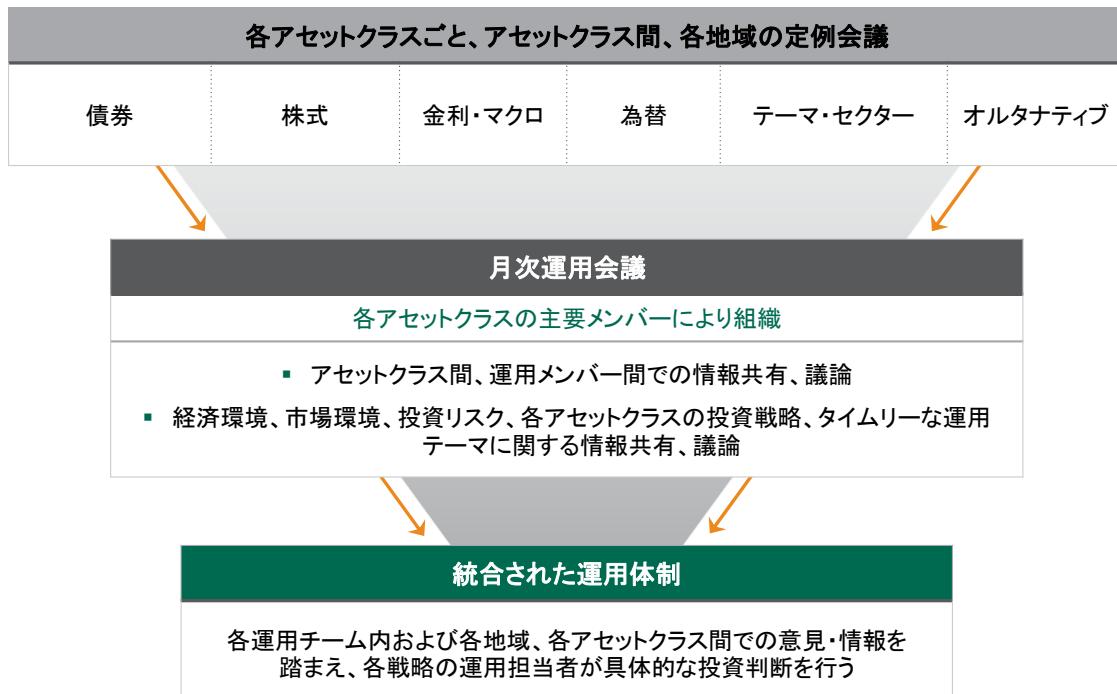
取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

##### (2) 運用の意思決定



運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



※前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。  
委託会社の運用する証券投資信託は、2018年2月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	71	176,865 百万円
追加型株式投資信託	73	281,828 百万円
合計	144	458,693 百万円

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
2. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
3. 当社は、第33期事業年度（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年3月16日

パインブリッジ・インベストメント株式会社  
取締役会御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

（手書き記入）



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメント株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメント株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年2月22日付けの取締役会決議に基づき、株主割当増資を平成30年3月5日付けで実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 1. 財務諸表

### (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第32期 (平成28年12月31日現在)	第33期 (平成29年12月31日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金	*2	1,773,188 *2
前払費用	41,817	32,849
未収入金	104,300	234,786
未収委託者報酬	1,071,108	670,737
未収運用受託報酬	190,394	253,439
立替金	7,421	8,963
未収還付法人税等	7,634	-
<b>流動資産合計</b>	<b>3,195,865</b>	<b>2,088,114</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物附属設備	*1	42,540 *1
工具器具備品	*1	6,420 *1
<b>有形固定資産合計</b>	<b>48,960</b>	<b>41,787</b>
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	0	1,758
電話加入権	3,875	3,875
<b>無形固定資産合計</b>	<b>3,875</b>	<b>5,634</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	84,642	87,915
関係会社株式	164,013	164,013
敷金保証金	107,802	98,648
長期前払費用	926	-
預託金	74	74
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>357,460</b>	<b>350,651</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>410,296</b>	<b>398,073</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,606,161</b>	<b>2,486,188</b>

(単位:千円)

	第32期 (平成28年12月31日現在)	第33期 (平成29年12月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	25,021	16,501
未払金		
未払収益分配金	1,692	1,692
未払償還金	3,500	3,500
未払手数料	471,912	318,692
その他未払金	406,627	186,770
未払費用	1,427,069	759,507
未払役員賞与	66,643	97,925
前受収益	8,886	893
未払法人税等	4,938	3,765
未払消費税等	12,700	451
賞与引当金	67,378	54,116
役員賞与引当金	25,993	20,525
<b>流動負債合計</b>	<b>2,522,365</b>	<b>1,464,341</b>
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	79,386	74,772
役員退職慰労引当金	35,022	2,618
長期前受収益	893	-
<b>固定負債合計</b>	<b>115,303</b>	<b>77,390</b>
<b>負債合計</b>	<b>2,637,669</b>	<b>1,541,732</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>500,000</b>	<b>500,000</b>
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>	<b>31,736</b>	<b>31,736</b>
<b>資本剰余金合計</b>	<b>31,736</b>	<b>31,736</b>
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>	<b>265,112</b>	<b>265,112</b>
<b>その他利益剰余金</b>		
任意積立金	230,000	230,000
繰越利益剰余金	△ 38,977	△ 66,188
<b>利益剰余金合計</b>	<b>456,135</b>	<b>428,924</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>987,872</b>	<b>960,660</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	△ 19,379	△ 16,204
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>△ 19,379</b>	<b>△ 16,204</b>
<b>純資産合計</b>	<b>968,492</b>	<b>944,456</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,606,161</b>	<b>2,486,188</b>

(2) 【損益計算書】

(単位 : 千円)

	第32期 (自平成28年 1月 1日 至平成28年12月31日)	第33期 (自平成29年 1月 1日 至平成29年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,833,224	5,064,645
運用受託報酬	651,654	947,328
その他営業収益	101,498	219,447
営業収益合計	7,586,377	6,231,421
営業費用		
支払手数料	3,195,946	2,297,846
広告宣伝費	19,860	19,985
調査費		
調査費	878,519	728,225
委託調査費	1,479,755	1,312,909
営業雑経費		
通信費	14,698	13,476
印刷費	137,549	131,408
協会費	7,615	6,910
図書費	2,547	2,416
営業費用合計	5,736,493	4,513,178
一般管理費		
給料		
役員報酬	74,211	41,442
給料・手当	762,043	706,267
賞与	236,739	163,198
役員賞与	44,469	82,628
賞与引当金繰入	67,378	54,116
役員賞与引当金繰入	25,993	20,525
交際費	3,490	1,770
寄付金	831	681
旅費交通費	27,008	23,187
租税公課	15,424	17,917
不動産賃借料	166,429	166,229
退職給付費用	41,760	38,267
役員退職慰労引当金繰入	3,741	796
固定資産減価償却費	9,065	7,405
業務委託費	562,860	323,460
諸経費	78,895	82,907
一般管理費合計	2,120,345	1,730,802
営業利益又は営業損失 (△)	△ 270,460	△ 12,559

営業外収益		
受取利息	1, 526	168
受取配当金	33	32
為替差益	-	1, 857
雑収入	258	127
営業外収益合計	1, 817	2, 186
営業外費用		
為替差損	6, 969	-
支払利息	1, 233	-
雑損失	4, 607	4, 154
営業外費用合計	12, 810	4, 154
経常利益又は経常損失 (△)	△ 281, 453	△ 14, 526
特別損失		
退職特別加算金	259, 444	8, 904
特別損失合計	259, 444	8, 904
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△ 540, 898	△ 23, 431
法人税、住民税及び事業税	3, 780	3, 780
法人税等合計	3, 780	3, 780
当期純利益又は当期純損失 (△)	△ 544, 678	△ 27, 211

(3) 【株主資本等変動計算書】

第32期（自 平成28年1月1日至 平成28年12月31日）

(単位:千円)

資本金	株 主 資 本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	任意積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	505,700	1,000,813	1,532,550	△ 14,822 △ 14,822 1,517,727	
当期変動額											
当期純利益又は当期純損失(△)	-	-	-	-	-	-	△ 544,678	△ 544,678	△ 544,678	- - △ 544,678	
株主資本以外の項目の当期間中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 4,557 △ 4,557 △ 4,557	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△ 544,678	△ 544,678	△ 544,678	△ 4,557 △ 4,557 △ 549,235	
当期末残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	△ 38,977	456,135	987,872	△ 19,379 △ 19,379 968,492	

第33期（自 平成29年1月1日至 平成29年12月31日）

(単位:千円)

資本金	株 主 資 本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	任意積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	△ 38,977	456,135	987,872	△ 19,379 △ 19,379 968,492	
当期変動額											
当期純利益又は当期純損失(△)	-	-	-	-	-	-	△ 27,211	△ 27,211	△ 27,211	- - △ 27,211	
株主資本以外の項目の当期間中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	3,174	3,174 3,174	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△ 27,211	△ 27,211	△ 27,211	3,174 3,174 △ 24,037	
当期末残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	△ 66,188	428,924	960,660	△ 16,204 △ 16,204 944,456	

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式 移動平均法による原価法  (2)その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。  (2)無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。  (3)長期前払費用 定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。  (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。  (3)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の退職給付要支給額を計上しております。退職給付引当金の算定にあたり、期末自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。  (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

第32期 平成28年12月31日現在	第33期 平成29年12月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額	*1 有形固定資産の減価償却累計額
建物附属設備 98,913 千円	建物附属設備 105,281 千円
工具器具備品 113,101 千円	工具器具備品 113,906 千円
*2 信託資産	*2 信託資産
現金・預金のうち、10,154千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。	現金・預金のうち、10,155千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第32期（自平成28年1月1日至平成28年12月31日）

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

### 2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第33期（自平成29年1月1日至平成29年12月31日）

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

### 2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第32期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日	第33期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに 係る未経過リース料  該当事項はありません。	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに 係る未経過リース料  該当事項はありません。

(金融商品関係)

第32期（自 平成28年1月1日至 平成28年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
1) 現金・預金	1,773,188	1,773,188	-
2) 未収委託者報酬	1,071,108	1,071,108	-
3) 未収運用受託報酬	190,394	190,394	-
4) 投資有価証券	84,642	84,642	-
資産計	3,119,333	3,119,333	-
1) 未払費用	1,427,069	1,427,069	-
2) 未払手数料	471,912	471,912	-
負債計	1,898,982	1,898,982	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### 資産

- 1) 現金・預金、2) 未収委託者報酬、3) 未収運用受託報酬

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- 4) 投資有価証券（投資信託）

投資信託は公表されている基準価額によっております。

### 負債

- 1) 未払費用、2) 未払手数料

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1) 現金・預金	1,773,188	-	-	-
2) 未収委託者報酬	1,071,108	-	-	-
3) 未収運用受託報酬	190,394	-	-	-
合計	3,034,691	-	-	-

## 第33期（自 平成29年1月1日至 平成29年12月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することができます。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取

引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

#### 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

#### 流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
1) 現金・預金	887,338	887,338	-
2) 未収委託者報酬	670,737	670,737	-
3) 未収運用受託報酬	253,439	253,439	-
4) 投資有価証券	87,915	87,915	-
資産計	1,899,430	1,899,430	-
1) 未払費用	759,507	759,507	-
2) 未払手数料	318,692	318,692	-
負債計	1,078,200	1,078,200	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資産

- 1) 現金・預金、2) 未収委託者報酬、3) 未収運用受託報酬

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- 4) 投資有価証券（投資信託）

投資信託は公表されている基準価額によっております。

#### 負債

- 1) 未払費用、2) 未払手数料

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認め

られるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1) 現金・預金	887, 338	-	-	-
2) 未収委託者報酬	670, 737	-	-	-
3) 未収運用受託報酬	253, 439	-	-	-
合計	1, 811, 515	-	-	-

(有価証券関係)

第32期 平成28年12月31日現在		第33期 平成29年12月31日現在	
1. 子会社株式 (単位：千円)		1. 子会社株式 (単位：千円)	
区分	貸借対照表計上額	区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164, 013	子会社株式	164, 013
上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。		上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。	
2. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)		2. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)	
区分	貸借対照表計上額	区分	貸借対照表計上額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの		貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	
投資信託受益証券	84, 642	投資信託受益証券	87, 915
	104, 021		104, 119
	△ 19, 379		△ 16, 204
3. 当事業年度に売却したその他有価証券 該当事項はありません。		3. 当事業年度に売却したその他有価証券 該当事項はありません。	

(退職給付関係)

第32期（平成28年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	82,642
退職給付費用	11,211
退職給付の支払額	<u>△ 14,467</u>
期末における退職給付引当金	<u>79,386</u>

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 11,211千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、30,549千円がありました。

第33期（平成29年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	79,386
退職給付費用	10,068
退職給付の支払額	<u>△ 14,683</u>
期末における退職給付引当金	<u>74,772</u>

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 10,068千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、28,199千円がありました。

## (税効果会計関係)

第32期 平成28年12月31日現在	第33期 平成29年12月31日現在
<b>1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳</b> (単位：千円)	<b>1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳</b> (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
未払金否認 16,078	未払金否認 21,403
未払賞与・賞与引当金否認 93,952	未払賞与・賞与引当金否認 78,673
退職給付引当金否認 96,829	退職給付引当金否認 42,090
役員退職慰労引当金否認 10,806	役員退職慰労引当金否認 801
前受収益 3,017	前受収益 273
資産除去債務 17,051	資産除去債務 19,570
繰越欠損金 443,001	繰越欠損金 521,880
その他 41,512	その他 35,676
繰延税金資産小計 722,252	繰延税金資産小計 720,370
評価性引当額 △ 722,252	評価性引当額 △ 720,370
繰延税金資産合計 -	繰延税金資産合計 -
<b>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</b>	<b>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</b>
法定実効税率 30.9%	法定実効税率 30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目 △0.1%	交際費等永久に損金に算入されない項目 △1.2%
役員賞与等永久に損金に算入されない項目 △12.8%	役員賞与等永久に損金に算入されない項目 △80.7%
住民税均等割 △0.7%	住民税均等割 △16.1%
評価性引当額 △13.0%	評価性引当額 47.1%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 △0.1%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 △0.3%
その他 △4.8%	その他 4.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 △0.7%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 △16.1%

(セグメント情報等)

第32期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日				第33期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日																			
1. セグメント情報 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。				1. セグメント情報 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。																			
2. 関連情報 (1) 製品及びサービス毎の情報 (単位：千円)				2. 関連情報 (1) 製品及びサービス毎の情報 (単位：千円)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>委託者 報酬</th><th>運用受託 報酬</th><th>その他営 業収益</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部顧客へ の営業収益</td><td>6,833,224</td><td>651,654</td><td>101,498</td></tr> </tbody> </table>					委託者 報酬	運用受託 報酬	その他営 業収益	外部顧客へ の営業収益	6,833,224	651,654	101,498	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>委託者 報酬</th><th>運用受託 報酬</th><th>その他営 業収益</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部顧客へ の営業収益</td><td>5,064,645</td><td>947,328</td><td>219,447</td></tr> </tbody> </table>					委託者 報酬	運用受託 報酬	その他営 業収益	外部顧客へ の営業収益	5,064,645	947,328	219,447
	委託者 報酬	運用受託 報酬	その他営 業収益																				
外部顧客へ の営業収益	6,833,224	651,654	101,498																				
	委託者 報酬	運用受託 報酬	その他営 業収益																				
外部顧客へ の営業収益	5,064,645	947,328	219,447																				
(2) 地域毎の情報 ① 営業収益				(2) 地域毎の情報 ① 営業収益																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>日本</th><th>その他</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,238,883</td><td>347,494</td><td>7,566,377</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。</p>				日本	その他	合計	7,238,883	347,494	7,566,377	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日本</th><th>その他</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,674,747</td><td>556,673</td><td>6,231,421</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。</p>				日本	その他	合計	5,674,747	556,673	6,231,421				
日本	その他	合計																					
7,238,883	347,494	7,566,377																					
日本	その他	合計																					
5,674,747	556,673	6,231,421																					
② 有形固定資産 全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。				② 有形固定資産 全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。																			
(3) 主要な顧客毎の情報 外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。				(3) 主要な顧客毎の情報 外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。																			

(関連当事者情報)

第32期（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の 内容	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、 アムステルダム	千ユーロ 18	持株 会社	被所有直接 100%	-	-	借入金の 返済 *1	千USドル 700	短期借入金	千円 -

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメントメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千 US ドル 250,895	持株会社	-	-	経営管理 サービス契約	役務提供に対する対価支払 *3	千円 617,368	未払費用	千円 91,858
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメントメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千 US ドル 2	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約 サービス契約	役務提供に対する対価受取 *4	千円 119,446	未収入金	千円 79,008
								委託調査費の支払 *5	千円 723,295	未払費用	千円 730,618
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメントメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約 サービス契約	委託調査費の支払 *5	千円 163,261	未払費用	千円 215,235

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- \*1 借入金は500千 US ドル及び200千 US ドルの二契約であり、弊社の社内期末レートで表示しております。借入期間はそれぞれ平成28年1月1日から平成28年6月20日、及び平成28年3月26日から平成28年6月20日となっており、元本、支払利息共には満期時に支払われております。利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されておりました。尚、担保は差し入れておりません。
- \*2 消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- \*3 役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーションナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- \*4 役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーションナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- \*5 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

### (1) 親会社情報

- パインブリッジ・インベストメント・リミテッド（金融商品取引所に上場していません）
- パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場していません）
- パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・リミテッド Sarl（金融商品取引所に上場していません）
- パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス B.V.（金融商品取引所に上場していません）

### (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

第33期（自平成29年1月1日 至平成29年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接 100%	-	-	-	千円 -	千円 -	千円 -

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 258,140	持株会社	-	あり	経営管理 サービス契約	役務提供に対する対価受取 *2	千円 466,582	未収入金	千円 38,274
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	あり	一任契約 サービス契約	役務提供に対する対価受取 *2	千円 320,443	未収運用受託報酬	千円 66,004
								役務提供に対する対価受取 *2	千円 149,246	未収入金	千円 76,716
								委託調査費の支払 *3	千円 579,488	未払費用	千円 268,707
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターイニングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任契約 サービス契約	委託調査費の支払 *3	千円 139,494	未払費用	千円 119,526
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド	アイルランド、ダブリン	千USドル 369	投資運用会社	-	-	一任契約 サービス契約	役務提供に対する対価受取 *2	千円 112,142	未収運用受託報酬	千円 25,475

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

\*1 上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

\*2 役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーション・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で同意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

\*3 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

(1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッド Sarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

(1 株当たり情報)

第32期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日		第33期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日	
1株当たり純資産額	23,621円77銭	1株当たり純資産額	23,035円51銭
1株当たり当期純損失金額	13,284円83銭	1株当たり当期純損失金額	663円69銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しております。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しております。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第32期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日		第33期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日	
当期純損失	544,678 千円	当期純損失	27,211 千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る当期純損失	544,678 千円	普通株主に係る当期純損失	27,211 千円
普通株式の期中平均株式数	41,000 株	普通株式の期中平均株式数	41,000 株

(重要な後発事象)

第32期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日	第33期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日												
<p>該当事項はありません。</p>	<p>(株主割当増資に関する事項)</p> <p>当社は平成30年2月22日付けの取締役会決議に基づき、100%親会社であるパインブリッジ・インベストメント・ホールディングス B.V. に、株主割当増資を平成30年3月5日付けで実施致しました。</p> <p>1) 増資の目的 当社の財務基盤強化を目的としております。</p> <p>2) 増資の内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">①発行株式の種類</td> <td style="width: 95%;">普通株式</td> </tr> <tr> <td>②発行株式数</td> <td>1,000株</td> </tr> <tr> <td>③発行価額 1株に付き</td> <td>527千円</td> </tr> <tr> <td>④発行価額の総額</td> <td>527,140千円</td> </tr> <tr> <td>⑤資本組入額の総額</td> <td>500,000千円</td> </tr> <tr> <td>⑥増資後の資本金</td> <td>1,000,000千円</td> </tr> </table>	①発行株式の種類	普通株式	②発行株式数	1,000株	③発行価額 1株に付き	527千円	④発行価額の総額	527,140千円	⑤資本組入額の総額	500,000千円	⑥増資後の資本金	1,000,000千円
①発行株式の種類	普通株式												
②発行株式数	1,000株												
③発行価額 1株に付き	527千円												
④発行価額の総額	527,140千円												
⑤資本組入額の総額	500,000千円												
⑥増資後の資本金	1,000,000千円												

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であつて、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

パインブリッジ・コモディティファンド

約　　款

パインブリッジ・インベストメント株式会社

追加型証券投資信託  
パインブリッジ・コモディティファンド  
運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、主としてパインブリッジ・コモディティマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を通じて、Bloomberg Commodity Index（以下「ブルームバーグ商品指数」といいます。）の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券（以下、「商品指数連動債」といいます。）に投資することにより、ブルームバーグ商品指数が表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。

## 2. 運用方法

### (1) 投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、商品指数連動債に投資するよう努めます。
- ② 投資を行う商品指数連動債は、原則としてA格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。
- ③ 実質組入れの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

- ① 株式への直接投資は行いません。株式への実質投資割合は、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の転換あるいは行使により取得した株券に限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② マザーファンド受益証券への投資には制限を設けません。マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑦ スワップ取引は、約款第23条の範囲で行います。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第24条の範囲で行います。

## 3. 収益分配方針

毎月10日に決算を行い（ただし、休業日の場合は翌営業日。）、以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンド投資信託財産に属する利子・配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）の全額とします。
- ② 分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
パインブリッジ・コモディティファンド  
約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金3,643,597,658円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。  
③ 委託者は、受託者と合意の上、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第48条第1項および第2項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については3,643,597,658口を、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託の受益権は、社振法の規定の適用を受け、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）

の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なうものをいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

#### （受益権の設定にかかる受託者の通知）

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### （受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ② 委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関（以下「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、指定販売会社が独自に定める単位（お申込みは1口以上とします。）をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める累積投資約款に従って契約（「別に定める契約」といいます）を結んだ取得申込者に対しては、1口単位で取得の申込みに応ずることができるものとします。
- ③ 第1項および第2項の取得申込者は委託者、委託者の指定する指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者、委託者の指定する指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項から第2項までの取得申込日がロンドンまたはニューヨークの銀行休業日、もしくは取得申込日がBloomberg Commodity Index（以下「ブルームバーグ商品指数」といいます。）が算出・公表されない場合には、受益権の取得申込みの受け付けは行いません。
- ⑤ 第1項および第2項までの受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第6項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第6項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額（この投資信託契約締結日前の取得申込みについては1口につき1円とします。）に3.0%の率を乗じて得た額を上限として、委託者の指定する指定販売会社が独自に定めるものとします。
- ⑦ 前6項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項および第3項の規定に基づき収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第38条に規定する計算期間の終了日の基準価額とします。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよび

既に受けた取得申込の受け取りを取り消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資対象とする資産の種類)

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
    - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 22 条、第 23 条および第 24 条に定めるものに限ります。）
    - ハ. 金銭債権（イ. ニ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
    - ニ. 約束手形（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 17 条 委託者は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるパインブリッジ・コモディティマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
6. 転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

## 18. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第6号の証券および第8号および第13号の証券または証書のうち第6号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第8号および第13号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、第9号の証券および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- ④ 委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める株式、または投資信託証券の時価総額の割合をそれぞれ乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第29条において同じ。）、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項および第2項に定める資産への投資ならびに第26条、第28条および第35条に掲げる投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引を行うことができます。

- ② 前項に定める投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。

1. 取引所価格（気配値等を含む。）等の適正な価格による取引であること。

2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。

3. 前2号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについても、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式への投資制限）

第21条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証

券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 22 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）、外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 17 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5% を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 17 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 17 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5% を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 23 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその

元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲）

第24条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める転換社債、ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 26 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 27 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第 28 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第 29 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められるこ
  3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行いう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
    1. 投資信託財産の保存にかかる業務
    2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
    4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 30 条 (削除)

(混藏寄託)

第 31 条 金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混藏寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 32 条 信託の登記または登録をができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をできる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 33 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 34 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 35 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴なう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 36 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 37 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 38 条 この信託の計算期間は、原則として、毎月 11 日から翌月 10 日までです。

- ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、第 1 計算期間は平成 18 年 2 月 23 日から平成 18 年 4 月 10 日までとし、最終計算期間の終了日は第 5 条に定める信託終了の日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第 39 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 40 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 41 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に、年 10,000 分の 120 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支

弁します。

(収益の分配方式)

第42条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する利子・配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの投資信託財産に属する利子・配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ③ 每計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ）については第44条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第46条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第44条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第45条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定販売会社は、受益者に対し遅延なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとします。
- ④ 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは委託者において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 45 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第 46 条 受益者（委託者の指定する指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、平成 18 年 4 月 7 日以降において、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）は平成 18 年 4 月 6 日以前に委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者の指定販売会社が認めるとき  
なお、この場合、委託者の指定販売会社は受益者に対し、当該事由を証する書面の提出を求めるこ  
とができるものとします。
- ② 前項の場合の解約請求日がロンドンまたはニューヨークの銀行休業日、もしくは当該日がブルームバ  
ーグ商品指数が算出・公表されない場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行いません。
- ③ 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、  
委託者および委託者の指定する指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、  
平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平  
成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもつ  
て行うものとします。
- ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約しま  
す。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に  
対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部  
解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替  
機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準  
価額に 0.3% の率を乗じて得た信託財産留保金を控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、  
第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請  
求の受付を取消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行  
った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回  
しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計  
算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第 5 項の規定に準じて算出された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、  
一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、  
民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託契約の解約)

第 48 条 委託者は、第 5 条の規定による信託終了前に、この投資信託契約を解約することが受益者のため有  
利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この投資信  
託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解

約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が5億口を下ることとなった場合には、受託者と合意の上、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える時は、第1項および第2項の投資信託契約の解約を行いません。
- ⑥ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### (投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定に従います。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第53条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (投資信託約款の変更)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託約款を変更しません。
- ⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第54条 第48条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において

て、第48条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者および受託者の協議により決定するものとします。

(公告)

第55条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条から第19条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第2条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めてかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成18年2月23日（投資信託契約締結日）

委託者 パインブリッジ・インベストメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社